

国王世宗の苦悶

—朝鮮への朱子学定着をめぐる—

須川英徳

1. 世宗は偉大な国王だったのか

世宗、朝鮮王朝の第四代国王。在位1418～1450年。父太宗の三男でありながら王位を譲られて即位した。彼の時代において朝鮮の文運はおおいに興隆したとされる。今日では、ハングルを創製した名君、聖君であると評価されている。

とはいえ、世宗の治世後半では、かれの体調悪化（糖尿病とその合併症と推定される視力低下、ほぼ失明）のため世子に庶政を代理聴政させたことは致し方ないとしても、仏教への傾倒を深め、それを諫める諫奏にも依怙地になって耳をかさなくなった。自身を仏弟子と称し、好仏の君であると認めるにいたり、崇仏を諫める集賢殿や司諫院などからの諫言にたいし、自分は否徳の君、不賢の君、昏暗固執で愚惑の君だから諫奏を聞き入れないのだ、とまで発言した。彼ばかりでなく息子たちもまた、篤く仏教を奉じていた。

ところで、世宗が「訓民正音」を制定して頒布したのは、眼疾を理由にして庶政の決裁を長男である世子（後の文宗）に委任した後である世宗二十三年（1441）以後のことである。これは寺院修築と法要の実施をめぐる儒者官僚たちとはげしく対立していた、まさしくその時期である。世宗二十六年（1444）には「訓民正音」を用いて漢字音を示す韻書の編纂にたいし激しく反対されたのだが、好仏と同様に押し通してしまった。

世宗が薨じたことを記した「世宗実録」の記事（世宗三十二年二月十七日条）では、読書が好き、政務に精励したこと、文物制度の興隆、対外関係の安定を誉め讃え、人は海東の堯・舜と称した、と記す。ただし、晩年は仏事にはまったとの指摘もあるが、仏を礼拝したり、焼香したりはしなかったとのことだ、と言葉を濁している。「訓民正音」の制定については一言も触れられていない。実録を編纂した儒者官僚たちの感覚に従うなら、訓民正音など、好仏と同様に失政なのである。

33年に及ぶ在位の間、彼の行った治績は多い。しかし、世宗もまた時代の子なのであり、同時代の価値観や社会的慣習からは免れることのできない存在であったことを忘れてはいけない。新進気鋭の文官たちは朱子学を学んで出仕するが、いまだ社会のなかに朱子学的規範が十分に定着して実践されていたわけでもない。父太宗の手で寺院の数や寺田などが大きく整理されたとはいえ、仏教それじたいが排撃されたわけではない。後には政治問題にまで発展する服喪の期間についても、いまだ確定していなかった。高麗以来の服喪期間は百日であったのだが、太宗三年に司諫院は「朱子家礼」通りの実践を求めている。この政策提案にたいし太宗はさらなる審議を求めた¹。太宗は太祖の逝去にあたり、百日の喪に服そうとしたが、それでは高麗の遺制を認めることになると反対されて、易月（足掛け三年となる二十五か月の月を日に替えて

¹ たとえば「太宗実録」太宗三年四月庚戌（四日）条を参照されたい。司諫院が太宗に、女子の服喪期間が古制と違う、同母異父兄弟の服喪期間が「経済六典」（太祖のとき鄭道伝によってきだめられた基本法令）に規定されていないなどとして、すべて「朱子家礼」に従って規定し実施させよと申し上げている。太宗は、「制度・政令の変改は、旧に十倍する利がなければ、行うべきではない」と、風俗に合わない急速な改革を戒めている。

二十五日とするもの)を受け入れた。

この、思想潮流の潮目とも言うべき時期に、必ずしも所与の正解があるわけではない課題にたいし、世宗はどのように判断して行動したのかを探ることは、同時代の社会を知る一助となるであろう。

そこで本稿では以下の諸点について検討することとした。まず、なぜ三男であった忠寧大君が廢世子となった讓寧大君にかわって世子に選ばれたのかを考察する。それによって彼に期待されていた君主としての資質が明らかになるであろう。ついで、世宗の施策、ことに身分秩序にかかわる奴婢法制を中心に、彼と彼の同時代人である儒者官僚たちの抱いていた秩序観を考察する。中華に先例を求めることができない奴婢にたいする施策は、朝鮮の為政者たちの身分観と秩序論を明らかにする試金石となるはずである。

次に世宗の病勢進行と世子による庶政代理、同時に進行していく仏事への関与の深まりについて見ていく。祖父と父に所縁のある仏寺だからと孝の実践を表に立てて仏事と寺院重修を強行するが、儒者としての立場から、文官たちは中止を求める諫言を繰り返す。彼らとの遣り取りのなかから、同時代の文官たちの朱子学受容の限界と、世宗の苛立ちを読み取ることとする。

それによって、朝鮮で施策として実施された儒教受容に孕まれていた形式性と硬直性、さらに、それを推進した世宗自身が抱え込んでしまった内面の矛盾を明らかにできるだろう。

2. もう一人の兄、孝寧大君

世宗よりも一歳年長の次男であるにも拘らず世子に選ばれなかった孝寧大君について少し触れておきたい。長男である讓寧大君が世子に相応しからぬ不品行（学業に熱心でない、秘かに宮中や宮外で女色に耽るなど）を繰り返したことに加え、父の譴責にたいし激しく反駁したことによってついに世子を廢されたとき、年齢順で考えれば、次男の孝寧大君が挙げられるべきである。しかし、彼は候補に挙がらず、三男である忠寧大君が世子に選ばれる。その選択はなぜなのか。

孝寧大君は必ずしも愚鈍だったのではない。成宗十七年（1486）に91歳で逝去したときの記事²によれば、孝寧大君は生まれつき聡明で、幼いころから読書を好んだ、また弓矢が得意で、太宗に従って平康で狩猟したとき、五度射て五頭の獲物を倒したので、衛士たちは皆感嘆した、と伝えている。兄の讓寧大君も狩猟を好んだが、騎射の腕前は兄よりも上だったかもしれない。世宗の前で宗親と功臣子弟たちが参加して撃球（ポロ）競技を演じるときには、いつも参加している。祖父譲りなのか、馬術や騎射など、運動能力は優れていたのである。他方、読書を好んだということからは、兄のような勉強嫌いではなかったはずである。

讓寧大君を世子から廢したとき、次の世子選定にさいしての父王の評価は次のようである。孝寧は資質が「微弱」でその性格は甚だ「直」である。しかし、話が進まない。予がなにか言っても微笑しているばかりである。予と中宮は孝寧のそんな様子を見ていつも笑っていた、という。その場にあわせて会話することが苦手だったのだ。さらに、後年の記事では、孝寧には病氣（疾）があり夏の暑い時期でも毛皮の耳覆いを着けていたとあり³、また、彼は幼いころから

² 「成宗実録」成宗十七年五月乙卯（十一日）条。

³ 「世宗実録」世宗二十八年四月庚申（二十三日）条。

病氣（疾）があり「羸弱」であったとの記事もある⁴。資質が微弱というのは、この疾のことであろう。とはいえ、撃球も騎射も相当な腕前であったから、身体的に虚弱であったとは考えにくい。逆に弟世宗は肥満していて運動は苦手なのだ。成人した三人の兄弟のなかではもっとも長寿でもあったことから孝寧大君の肉体的な壮健さが証されよう。

孝寧は幼いころから聡明で読書を好んだと評されながら、晩年には結っていない白髪が膝下までとどいていたと言ひ、夏でも毛皮の耳覆いをしていた（聴覚過敏だったことが考えられる）とも伝わることから、読書や撃球などの好きなことには夢中になるが、身なりには無頓着、他人とは異なる習慣や癖にこだわり、場の雰囲気を読んで人と対話するのが苦手、という人物像が浮かんでくる。その場に応じた振舞のできない人だった。さらに、東大門の外に邸宅があったのだが、邸内に別の狭い茅屋を構え夏も冬もそこで寝ていたという⁵。今日的な言葉になって申し訳ないのだが、素人見立てとの留保をつけて、彼は自閉症スペクトラム⁶だったのかもしれない。それを疾と表現したのだと思う。

もし、そうであるなら、彼が息子の嫁となる女性の実家にずかずかと上り込んで、女性の顔を確認したという記事も、説明がつかだろう。周囲の空気や暗黙のルールが理解できない人だったのだ。

孝寧がいつから仏教に傾倒していったのかは不明である。しかし、孝寧大君は仏を奉ずることが少なきより甚だ篤かった⁷とあり、若いうちから仏教を篤く信仰していたことは確かである。彼が仏事に積極的に関わった記録としては、世宗二年七月に漢城の興福寺で開かれた法会に、自ら参席した記事があるので、それ以前から、すなわち世子が弟忠寧に決定した時期には、すでに仏教の篤信者であった可能性が高い。「疾」+仏教篤信者、というのが王位継承候補に挙げられなかった実際の理由であろう。

そんな孝寧大君は、突然といってもよいのだが、世宗十四年（1432）二月に、七日間にわたり盛大な仏事を漢江で営んだ⁸。水陸齋である。水陸齋とは施餓鬼法要の一種であるが、水陸の諸精霊に食物を供養することで、その功德をもって故人の追善や仏の加護を願う法会である。高麗時代から行われており、朝鮮に入ってから太祖が行い、そのまま国家や王室の支援によって実施されていたものである。儒者官僚である士大夫といえども、故人の追善供養のために僧を招いて水陸齋を行う者が多かった。分不相応な出費を禁ずるとの名目で、その規模には制限が課されたが、法会自体は特に禁じられてはいなかった。しかし、王の兄たるものが施主となって大規模に開催したわけである。世宗は兄の法会を支援しようとして百官と対立する。これについては後述する。

讓寧大君と孝寧大君には次のような逸話がある。孝寧が檜巖寺で仏事を営んでいたときに、讓寧が狩りの獲物を持ってきて寺の中で料理しようとした。「兄上、今、仏様にご供養していますので、そういうことはなさないでください」。「そうか、それじゃあお前は毛皮の耳覆いをなぜ脱がないんだ。俺は生きているときは国王の兄として富貴を楽しむ。死んだら菩薩の兄

⁴ 「端宗実録」端宗即位年（1452）六月戊辰（七日）条。「自少有疾羸弱」。

⁵ 註27に同じ。韓国の映画やTVで孝寧大君は僧形で表現されることが多いが、それは誤りで、髪は伸ばしっぱなしにしていたのである。

⁶ 自閉症スペクトラムについては、岡田尊司『アスペルガー症候群』、幻冬舎新書、2009年、を参考にした。

⁷ 「世祖実録」世祖十年五月甲寅（二日）条。

⁸ 「世宗実録」世宗十四年二月癸卯（十四日）条。

として極楽に生まれ変わる。なんと楽しいではないか」⁹。

自分がやりたいことについては周囲が反対しても押し通してしまうという気質は、三兄弟に共通していたようである。

3. 世宗の即位

このようなわけで忠寧大君が世子となり、間もなく父王から禪位され22歳で朝鮮国王の地位に就いた。彼を世子に推したときの父王の言葉は次のようであった。「忠寧は天性が聡敏で、たいへんに学を好む。真冬でも真夏でも夜中まで読書している。予は病気にでもなってはと心配して夜の読書は禁止していた。それなのに予の蔵書を皆借りて持って行った。しかもその内容をちゃんと把握しており、重要な議論のたびごとにどんぴしゃの案を献議してくれる。それがまた、予の考えてもいなかったところから出てくるのだ。上国（明国）からの使節に應對するときも、上手な表現ができるし、身のこなしも礼に適っている。それにな、酒なんてのは飲めても役には立たないのだが、上国からの使節が来てるときに、接待する側が一滴も飲めないってのは、客に酒を勧めて歓心を買おうってわけにいかないじゃあないか。忠寧はな、強いってほうじゃあないんだが、ほどほどに飲んで止めることができる。それと、子供もそこそこ大きくなってるとしな。孝寧ときたら一滴も飲めないって言うんだから、その点でもダメなんだ」¹⁰。自分の息子を、酒量まで挙げて、ここまで褒めちぎる父親というのは、微苦笑を誘う。「だから、忠寧だったら王位を任せられる。予は忠寧を世子に決めた」。臣下たちは「臣らの申し上げた、賢を選ぶべし、というのもまた、忠寧大君を指してのことでございました」。それを聞いて太宗は嗚咽し、しばし言葉もなかった。

ここで注意しておいて欲しいのは、太宗のようなカリスマ性と実力のある国王でさえ、重要な国事においては政府中枢を構成する高官たちの意見を無視した専制的な決定はできなかったということである。形式的であっても臣下たちの意見を徴し、あるいは司憲府や司諫院からの告発や批判、六曹や觀察使などからの報告と問題点指摘などを受けて、ときには国王から提案して、重臣たちや関係する官署の長などと論議したうえで、国王が実施や再検討、ときには棄却を判断するというのが、朝鮮王朝における政治的意思決定の過程であった。天から預けられた国土と民とを、責任をもって管理、統治することが国王に求められた義務ないしは職務なのであり、国王個人の恣意はあってはならなかった。そのためには国王にもしかるべき学識と見識が求められる。太宗は高麗末に科挙に合格していた。性理学を旨とする朝鮮王朝の文臣の立場から見ても、学を好む大君はもっとも望ましい選択だったはずである。

世宗は自分が世子に選ばれた理由を熟知していたはずである。政務に精励し酒色や安逸に耽ることは許されない、恣意による政治はあってはならない、古今の政治の得失を深く考察し、正しい古制を蘇らせ、徳治の君主とならなければならない。

即位して間もない頃、経筵（国王が臨席し、古今の政治の得失、現今の政治課題などを、王と選ばれた臣下が論ずる場）で、中国宋朝の名臣の事績を世宗が尋ねたところ、参贊卞季良は、旧法党の領袖司馬光を第一に挙げながら、彼と政治的に対立した王安石について、「先儒は小

⁹ 「世宗実録」世宗二十八年四月庚申（二十三日）条。

¹⁰ 「太宗実録」太宗十八年六月壬午（三日）条。忠寧大君について太宗が畳みかけて語る語調を伝えようとすれば、こんな感じがぴったりなのである。この頃、太宗は四男を天然痘で亡くしたばかりであり、体調も崩して相当に涙もろくなっていた。

人としていますが、その文章や政事に細心の注意を払っていることは、人の及ぶところではありません。たんに小人として片づけてしまうべきではありません」と申し上げた。すると世宗は、「王安石は小人で才のある者でしかない」と一蹴した¹¹。道学君主としては、まさに模範解答である。

ここで蛇足を加えれば、王安石は宋代において大規模な制度改革を実施した新法党の領袖であり、司馬光はそれに反対した旧法党の中心人物である。また、王安石はそれまでの儒学を一新しようと経書の新たな注釈書を刊行した。王安石は新法と総称される経済制度の改革と、旧来の儒学に対する新学の提唱という両面作戦を採った。その王安石流の経書解釈に対抗して別の注釈書を作ったのが、後に道学の祖とされる周敦頤や程顥・程頤の兄弟、さらに張載である。この道学の流れの中で、道学の立場からの解釈で四書に詳細な注釈を附して体系化したのが朱熹である。

朱熹および朱子学を奉ずる立場から言えば、王安石の提唱した新学は道学と対立する異端である。しかし、北宋代に勃興する新儒学の諸流派のなかで、王安石の提示した新学は北宋時代では儒学の主流をなしたのであり、王安石は大儒として孔子廟にも従祀されるという栄誉に浴した。ところが、朱子学が優勢になった南宋では、1241年、王安石は孔子廟から外され、代わりに周敦頤らの道学者と朱熹らの五人が新たに従祀され、その後には旧法党の司馬光も加えられる¹²。

つまり、新法党対旧法党、さらに新学対道学への評価が南宋末にいたって確定したわけだが、両者の議論や対立の経過などが忘れられた元末明初になって¹³、高麗末期の儒者のタマゴたちは儒学を学びはじめたのである。当然、そのとき学ぶべき儒学流派は朱子学であり、朱子学は元朝によって科挙の出題と採点の基準に採用された官学だった。王安石は「宗室が南に移る大災危」すなわち靖康の変（1127年）を引き起こした大悪人と断罪され、忘れ去られていた。中華と夷狄、正と閏のように二項対立的に分類し、正統性と大義名分の所在を論ずるという思考は、異民族王朝である金に屈従してはいても漢族王朝である南宋こそが真の中華であることを証し、文化的精神的な優越を確信させるという、屈辱的な現実を言葉で糊塗して優劣を逆転させる論理ではなかったか。

朱子学を儒学思想史のなかに相対化し、より大きな宋代新儒学の諸流派のなかで改めて位置づけたうえで、朱子学の方法と認識枠を批判的に再構築するなどという学問は、夢想だにできないのが、朝鮮王朝の公式的な儒学だったのである。その結果、朝鮮のほとんどすべての儒者の頭は、すべての事案にはすでに正解と依拠すべき根拠が、朱子の手になる経書注釈や著作のどこかにあるはずだ、あるいは、なにかを決定するに際して必ずそれらの典籍に正しさの根拠を求める、という思考方式に染まっていく¹⁴。そして、「朱子家礼」の定める通りに日常の所作

¹¹ 「世宗実録」世宗即位年（1418）十一月癸丑（七日）条。

¹² 宋代における儒学については、小島毅『中国思想と宗教の奔流』、前掲、を参照している。

¹³ 王安石の登場に先立って新たな儒学を唱えた人物である歐陽修は、朝鮮時代を通じて高く評価されている。

¹⁴ この辺りの知的状況は、最近のスマホ世代の学生さんたちと重なって見えてしまう。分からないことや知りたいことがあれば、ネットで検索すれば、すぐに正解や適切な説明があるはず、と安易に思い込んでいる世代である。電車の時刻表やその日の天気、おもしろ動画などの一過性の情報はともかく、それなりに学術的な分野を検索して、その解説は何に根拠を置いているのか、それが唯一の解説なのか、異なる理解はないのか、書いた人物が信用しうるほどの専門家なのか、という問いが無いのである。ただし、朱子学の場合は書いた人が間違いなく偉いと公認されているので、その限界や偏りを疑うことはなおさら困難なのであるが。

と四礼、なかでも葬と祭を実践することが儒者たる自尊心の拠りどころとなる。そのような思考や行動に疑問を抱いたり、別の著作物に立論の根拠を求めたりする批判的知性は、忌避すべき異端の説なのである。若き世宗もまた、その枠から逃れがたかったのであり、喜々としてその枠を守り、臣下にもそれを求めた。

私としては、このときに王安石に言及した卞季良（1369～1430）に注目したい。彼の父親も高麗の高官であり、彼自身も高麗末期に科挙に合格して官途についている。引き続き朝鮮にも仕え、太祖のときに礼曹参議に任じられた。当代随一の文章家と評価され、太宗の下では藝文館提学として王旨（王の命令、のち教旨）を作成した。また、太宗妃と太宗の陵墓に建てられた碑文も撰している。王安石についての対話から分かるように朱子学だけを金科玉条と墨守する人物ではなく、宋代の儒学に広く通じ、私事や祭祀儀礼にも詳しかった。太宗八年（1408）、太祖の病が重くなったとき、礼曹参議であった卞季良に命じて、太祖の居宅である徳寿宮（ソウルに現存する徳寿宮とは異なる）の側に帳幕を架設して薬師像を安置させ、僧百人とともに太宗自らが點香燃臂を行っている¹⁵。実は卞季良は篤信な仏教信奉者であった。また、高麗以来、祭天の場であった円壇を漢城にも設置して祈雨を理由に祭天の祭祀を行っていたが¹⁶、諸侯の分を越えた非礼だから止めるべしとの意見にたいし、卞季良は円壇祭祀の続行を主張していた人物である。つまり、古今の典籍と朱子学にも通暁していたのだが（そうでなければ、礼曹判書、成均館大提学などの職は務まらない）、高麗以来の習俗も重んじ、朱子学の枠の中だけで思考する人物ではなかったのである。

高麗末に思想形成した知識人のなかには、紅巾賊の侵入による首都開城と国土の荒廃からはじまり、倭寇の侵入、明との緊張関係、明の要求を満たすための民の疲弊、そして威化島回軍から王朝交替までの激変、それに伴う惨劇を目の当たりにし、自分なりの学問と世界観を育ててきた人たちがいた。太祖の下で新王朝の制度設計にあたった鄭道伝、そして太宗自身がそうであったし、太宗に厚く信頼されていた卞季良や河崙らもそれである。しかし、そのような人物は、しだいに消え去っていく。朝鮮王朝の安定を見た太宗代になってから科挙を経て官界に出仕しはじめた人々は、朱子学だけを唯一の正しい学問であると奉じ、朝鮮が正しく礼を實踐することが、朝鮮を中華に等しくする道であると信じる人々であった。若き世宗もまた、その枠からは外れていなかった。

4. 十五世紀の政策課題 一奴婢の増加

世宗をはじめとする15世紀朝鮮の知識人たちは、朱子学の説くところを根本基準とさだめただけでなく、宋代に達成された諸技術（天文や暦学、印刷、医学、農学など）を書籍や図解のかたちで取り入れた。世宗代に生み出されたとされる多くの技術や書籍編纂と刊行は、中国宋代を模範として移植し、そこに朝鮮の事情を加味することで達成されたものといってよい。

世宗だけでなく、太宗もまた書籍刊行に熱心であった。高麗の恭愍王のとき、元末の反乱勢力である紅巾賊が二度にわたって侵入しており、1361年の侵入では王都開京が陥落し、紅巾賊によって占領された。そのとき多くの書籍も失われ、道学関連の文献は『朱子集註』しか残っ

¹⁵ 「太宗実録」太宗八年一月丁丑（二十八日）条。

¹⁶ 円壇での祭天祭祀は、天子のみに許される祭祀であり、諸侯である朝鮮が行うことは分を越えた非礼であるとの反対意見がつねに存在し、太宗代にいったん中断し、また復活している。世宗代に廃止された。

ていなかったという。しかし、高麗から朝鮮初まで、士大夫家の子弟が文字を習得し儒学をも学習する場は寺院であった。必要な紙筆などの文房具もまた寺院のなかで製造されていた。太宗もまた少年時代には寺院で学んだ。寺院には仏典のみならず儒学関連の書籍も多く蓄えられていたようだ。卞季良が中国では散逸していた王安石の著作に触れたのも、寺院においてであったと見てよいだろう。都開城に蓄えられていた書物は多くが灰燼に帰したとしても、山中の寺院は無事だったのだ。

高麗末から朝鮮初には、あらためてさまざまな書籍を明から輸入したのだが、その中心は朱子学関連のものであった。司馬光の『資治通鑑』やそれに続く史書なども、このときに輸入（あるいは再輸入）されたようである。これらの経書や注釈書、史書は、漢城をはじめ各郡県に再建あるいは新設された学校に常備されねばならなかった。経書は版木を用いて印刷、頒布されたのだが¹⁷、朱子の著作やその解説書などは国営印刷局とも言うべき校書館で金属活字を用いて印刷、頒布されたようだ。朱子学を奉じて実践すると決めても、そのための基本テキストとなる経書や典籍が揃わなければ、科挙試験さえ満足には実施できない。

さて、世宗の施政方針は、すでに父太宗が整備した王朝の統治体制を維持しつつ、太宗が育てた文臣たちの意見を容れて若干の手直しや修正を加え、さらに、いまだ十分ではなかった部分について手をいれていく、というものであった。

しかし、中国宋代と朝鮮とは大きく異なるものがあった。身分制度である。15世紀の朝鮮では法的に良と賤の二つが存在し、良はまた、王族とその子孫、高麗以来の士大夫¹⁸家門を上層とし、さまざまな生業に従事する一般の常民が存在した。

これに対し賤は、大きく公賤と私賤に分けられ、前者は各種官庁などに所属し、後者は個人に所有されていた。また、所有者への奉仕の仕方によって、官衙・主人宅やそのすぐ近くに暮らして指示された業務や農業労働、雑用などに従事する立役奴婢（使喚奴婢とも呼ぶ）、所有者から離れて別に住居を構え定められた布などを身貢として所属官庁や主人に納める納貢奴婢と分けることができる。公奴婢の起源は高麗末期に寺院が所有していた寺奴婢に起源があり、初めは約8万人を数えた。彼らは主に中央と地方の官衙に配定されたが、王族や功臣にも公奴婢が私奴婢として分与された。

ところで、朝鮮の士大夫たちが規範とした宋代中国には奴婢はほとんどいなかった。契約によって年季労働に服する者は奴僕とも呼ばれたが、良民であった。しかし、15世紀朝鮮では総人口の30%ほどの奴婢がおり、しかもそれが増大する傾向にあった。ところが、高麗時代の奴婢人口は10%程度と推測されている。奴婢の人口比率が下がっていくのは18世紀からであり、それ以前には40%ほどが奴婢だった。では、なぜ朝鮮時代には奴婢人口が増加したのか。

¹⁷ 朝鮮の歴史では、高麗からの金属活字使用がよく知られるところだが、これは一回限りの印刷に用いられるものである。繰り返し印刷することが予定される仏教経典や儒学経書などは、木版の版木を作製して保管しておき、必要に応じて印刷するようにしていた。今日でも地方の書院（地方出身の先賢を祀り儒学を講ずる私立の学校、16世紀から設立がはじまった）や高名な儒者の後孫の家には、文集などの版木を所蔵する所が多い。

¹⁸ 士大夫の呼称について、四品以上を大夫、五品以下を士と呼ぶことを世宗十三年（1431）に定めている。士大夫を出す社会的階層が士族であり、兩班である。

5. 朝鮮王朝の奴婢

まず、奴婢の用途を見てみよう。納貢奴婢は、主人に人格的に従属する存在で、かつ、売買、相続が可能な存在であった。しかし、自分の財産や農地などを所有し、家族を作って生活できた。戸籍上でも、奴婢が独立して生計を営んでいる場合、常民同様に戸主として登録された。また、14、15世紀の奴たちには、姓氏を有する者が多く存在していた。つまり、父親が明らかだったのであり、家族として暮らしていたことが分明である。名前もまた常民と変わることなく、後代のように、人格性を否定された「○同伊」（○の糞）のような名前ではなかった。さらに、朝鮮初までは衣服、髪型などの制限もなく、外見だけでは常民との区別は困難であった。さらには奴婢が奴婢を所有することもできた。それらの点から奴婢を無権利状態である奴隷と見ることはできないのである。

また、奴の財産は、子供に相続させたり、他人に譲渡することも可能だった。ただし、妻子がいない奴の場合、それを遺産として第三者に譲渡、相続させる約束があっても、主人と被譲渡人・相続人のあいだで紛争が発生した。具体的には寺などに寄進して供養を依頼するという場合が考えられる。奴婢財産の譲渡や相続に起因する紛争を防止するために、死亡による譲渡には、あらかじめ主人による文書での許諾が必要であると定めたのが、世宗である¹⁹。その許諾文契が無ければ奴婢の財産は主人のものになった。さて、仮に主人が奴婢に文契を与えたとして、彼らにそれが読めたであろうか。あるいは、主人に許諾文書の作成を頼めただろうか。そして、頼まれた主人が喜んで書いてくれただろうか。彼の脳裏には奴婢の実生活など想像もつかなかったようだ。彼の立法によって奴婢の財産権は大きく制約された。

宮中をはじめとして、多くの士大夫家門、地方官衙に所属する奴婢たちがいたのだが、彼ら、彼女らは、日常的に王族や士大夫家門の人々、一般の常民と入り混じって暮らしていたわけである。総人口の30%ほどが奴婢なのだから、良賤間の婚姻や性的関係によって子供が生まれる場合もあり、奴婢どうしでの子供が生まれる場合もある。その子供の身分、また子供の所有者は誰か、という問題が発生する。今日まで伝わる15世紀朝鮮の士大夫家門における遺産分割文書（分財記）では、土地の分配がなく奴婢の分配だけで相続が完了したり、土地が分配されても、それは奴婢の分配の次に扱われるなど、家屋敷、農地などよりも重要な財産が奴婢だった。士大夫家門において奴婢の所有が重要だったことについて、「そもそも奴婢は主人の労に代えて手足のように使うものであり、士家の盛衰はまことに奴婢の有無に由るものなので、その関係は軽いものではない」²⁰と述べる。

日常的な生活物資のほとんどが自給自足であった当時、麻や綿の衣料材料の栽培から織布まで、食糧とする穀物、副食材料の野菜類、醤油・味噌のような調味料まで、いずれも自家製だった。塩などの海産物、農具などの鉄製品は他地域からの移入に依存せざるをえないのだが、その代価には自家で生産した米や綿布が用いられた。地方地主としての士族は、自作する農地の耕作や耕地開墾などに奴たちを使役し、食品加工や衣料製造には婢を使役したわけである。ま

¹⁹「世宗実録」世宗十年十一月壬戌（十四日）条。「漢城府啓、……奴婢の後身無くして死せる者に、もし使う所の奴婢が有らば、本主の使喚するを許す。文契の有る者は、此の限りにあらず。並びに家舍資産、奴婢の例に依って決給するを請う。之に従へ」これは、奴婢の遺産処理は、奴婢が奴婢を所有していた事例に従って文契がなければ本主の所有とする、という内容である。奴婢は、動産・不動産の財産だけでなく、奴婢をも所有できたことを示す法令である。

²⁰「文宗実録」文宗元年（1451）五月丙辰（十九日）条。

た、屋敷に部屋を与えられた者たちは別としても、屋敷の門前などには粗末な小屋を作らせて住ませ²¹、彼らに農地の一部を貸与して自分たちの食糧を生産させることもあった。さらに、遠隔地にも多くの農地と奴婢を有する高級官僚や王族たちは、奴婢身貢の布物や穀物などを、地位の威を借り、地方官の支援をうけて徴収した。

奴婢の増減は士族の財力と直結していたため、士大夫たちは競って奴婢を確保しようとした。しかし、奴の増加は役を負担する良人の減少を意味する。そこで、官位、身分によって所有してよい奴の上限を定める法令が太宗十五年に検討されている（表参照）。それによれば、官位にある者ならば正妻に許された数（妻の実家から分与された妻の財産）と合わせて160人までの奴を保有できただけでなく、婢については所有数に制限がなかった。また、先祖に官職に就いた者がいれば、子孫もまたその先祖の官位に応じた数を所有できたのである。この命令が奴婢数の増加を抑えることを目的としたものであることを考慮すれば、王族や高い官位官職に上った文武官僚たち、そしてその子孫たちは、いずれも数百人の奴と、それに相応する多数の婢を所有していたことが容易に想像できる。それゆえ、自家の奴婢どうして子供を産ませ、奴婢を増殖させておくことが、資産の分割相続を前提とした家産運用において必須だった。

表 身分・官位別奴所有上限

身分・官位	本人	その子孫	その正妻	その良妾	その賤妾
宗親・附馬 一品	150	150	150	90	30
宗親・附馬 二品以下	130	130	130	78	26
文武官 一・二品	150	150	150	90	30
文武官 三～六品	100	100	100	60	20
文武官 七～九品	80	80	80	48	16
庶人有職	10	通常の相続が可能			
公私賤人	5	主人の文契があれば相続可能			
僧各宗判事以下禪師以上	15	弟子が相続可能			
僧中徳以下大禪以上	10	弟子が相続可能			
僧無職	5	弟子が相続可能			
功臣の受賜奴婢	制限なし		制限なし		

備考 婢の所有には制限なし

出典 「太宗実録」太宗十五年十一月甲寅（二十一日）条

なかでも問題なのは、良賤が婚姻した場合、その子供はどちらの身分を引き継ぐのか、ということである。まず、国家の立場からは子供の身分は良になってほしい。国家が課す職役を継承し、軍役の負担、貢物調達その他の力役に動員できるのは良人だからだ。奴婢所有者の立場からは自分の財産が増殖する機会だから、子供もまた自家の奴婢になってほしい。まったく正反対の利害関係なのである。さらには、子供が奴婢であるとすれば、その所有権は父方の主人に認められるのか、それとも母方の主人に認められるのか。

この問題は、奴婢が急速に増え始めたと思われる高麗14世紀後半から発生していた。太宗

²¹ 屋敷の部屋といっても大門に連続して作られた長屋のような建物（行廊）の部屋であり、厩舎や物置などもそこに設けてあった。また、小屋といっても15世紀当時の下層民や賤民の住居は、地面を深く掘りこんで居室とし、厚く藁屋根をかぶせて風雨を防ぐ半地下式の 움집（ウムチブ）であったと考えられる。冬の寒さ（現代のソウルでも12月の平均気温は-4～-2℃）を凌ぐには大量の暖房用燃料（薪木）を必要とする地上家屋よりも、半地下式家屋のほうが容易であった。ウムチブは20世紀前半にもソウル郊外に残っていた。孫晋泰『朝鮮民族文化의研究』乙酉文化社、1948年。

十四年の記事によれば、「前朝（高麗）の奴婢の法は、良と賤が結婚した場合、子供はみな賤とし、賤とされた子供たちは、母方に所属することになっていた」、という²²。入り婿婚であり妻方で子供を養育するのが一般的であった当時の事情を反映しつつ、良賤婚の子は賤とされたのである。ここで、子供が賤となることを承知のうえで、良賤間の婚姻が行われていたことに注意したい。その理由として、まず、貧しい良民として国家の課役を負担するよりも、有力者の奴婢になったほうが衣食住を確保でき課役からも免れられたであろうことなどが考えられる。やむをえない債務返済のために身売りすることもあった。戦乱や飢饉のために流浪し、衣食を与えてくれた富者の奴婢となって寄食することもあったらうし、篤信な仏教信者が自らを寺院に寄進することもあったらう。「そのために、賤が増えて良民は日に日に減少している」と続ける。

さらに注意しておきたいこととして、この時代の奴は「実録」の記録でも姓氏を称している者が多数おり、後代のように奴婢が卑しい名前しか持たない状況よりも社会的人格の喪失度は低かった²³。高麗では奴であっても官位官職を与えられることがあった。ほんらい姓氏は父親のものを継承するので、姓氏を有することは、父親が判明していたことを意味する。逆に、姓氏を持たない奴婢の増加とは、婢にたいする不特定な男からの性的関係強要が日常化していたことを意味する。父親不明で生まれた子供には姓氏がつかない。かくして、「奴婢だから姓氏が無い」という逆立ちした歴史常識が生まれ、現在にいたる。

良人減少への対策として、太宗元年（1401）には、賤人と良人が性的関係を持つことを禁止し、良女が賤夫と結婚している場合は離婚させるものとし、以後にその法令を犯した男女とその子供はすべて公奴婢にするとした²⁴。奴の主人が自家の奴と良女のあいだの子を所有できないようにし、禁令を犯した奴もまた没収されることになった。そのような事態は奴の主人に経済的損失を与えることなので、私奴・良女婚は大きく減少する。

残った問題は良夫が公私の婢と関係する場合である。これは常民だけの話ではなく、王族や士大夫家門ではより重要な問題であった。つまり、士大夫家門でも正妻の他に二人目の妻を娶ったり、良人の妾を持つだけでなく、主人のお手付きとなって妾になる婢が多くいたからである。太宗十四年（1414）には、婢と良夫のあいだに生れた子は、すべて父親に従ってその身分を良にすると決定した²⁵。その翌年には、生まれた子は良人なので職役として補充軍に属させるものとされた。さらに、太宗十七年には、司諫院の反対意見を押し切って、良賤をめぐる係争中の場合もまた補充軍に属させて良と扱う旨を決定する²⁶。とはいえ、彼らは十全の良ではなく、身良役賤、すなわち身分は良だが賤人の行うような課役を負担する、という取り扱いであった。この年には、中央と地方の各官庁に所属する公奴婢をすべて登録した奴婢案が完成した。これを原簿とし、三年ごとに死亡・出生・異動などを反映して帳簿を更新し、公奴婢を管理するものとした。

世宗の父太宗は、国家の課す職役を負担すべき良人が減少することに歯止めをかけようと尽

²² 「太宗実録」太宗十四年六月戊辰（二十七日）条。

²³ 高麗の奴婢と朝鮮の奴婢の違いについては、李栄薫『韓国経済史』Ⅰ、一潮閣、2016年、271～274頁、377～392頁。

²⁴ 「太宗実録」太宗元年七月甲寅（二十七日）条。

²⁵ 「太宗実録」太宗十四年六月戊辰（二十七日）条。

²⁶ 「太宗実録」太宗十七年十月甲辰（二十二日）条。

力した。奴婢所有者である士大夫層の既得権益に抵触しつつも、奴所有にたいする上限設定の企図、良賤婚の子供の身分、補充軍の新設、公奴婢にかんする帳簿の作成など、奴婢の増加を抑制するための法的な大枠を作り上げたわけである。

6. 世宗の治世 — — 奴婢の場合

世宗の統治においては、太宗代に定められた大枠を前提として、残った問題を細かく詰めていく。まず、公私の婢が良人と結婚した場合、子供は父親に従って良となることはそのままとして、その結婚の許可を、公婢であれば所属の官司に、私婢であればその主人から受けねばならないと定めた²⁷。ついで、公私の婢で定まった夫がいない場合、子を産んだ婢が官に父親は良だと訴えても、官は取り上げないように、と定めた。公私婢は、「一月のあいだにしばしば夫を変え、良賤人とそれぞれ交嫁している」、「もともと夫が定まっておらず良賤人がそれぞれ潜奸している」からである²⁸。このように男たちの好き勝手な欲望の対象にされ、それを拒むことすらできなかったのが婢の実態だった。さらに、自分が所有する婢と良夫との婚姻に許可を与える主人がいたであろうか。自家の婢が良夫と婚姻したなら、生まれた子を自分の財産にはできなくなるからである。賤女と良男の婚姻に所有者の許可が必要であるとする世宗の決定は、事実上、良賤の婚姻を困難にすると同時に、良賤のあいだに高い壁を立てるものであった。主人に許可された婚姻ではない場合、婢に子供ができて自動的に主人の所有する奴婢になるわけである。

さらに、奴婢がその主人の行いについて官に訴えることを禁止し、訴えは取り上げず、訴えた奴婢は絞首に処すことを確認した。のみならず、婢の良夫、奴の良妻が代わって訴えた場合も、取り上げないばかりか、絞首から減じて杖一百、流三千里の嚴罰に処すとした。さらに、代価を支払ったり代わりの奴婢を差し出して贖身した元奴婢や、良夫の下で生まれて良人である補充軍の場合であっても、さらには別の主人に売られた場合であっても、旧主人を罵ったり、殴打したりした場合は、奴婢と同じく処罰対象とされた。奴婢が主人を罵ったら絞首、殴打したら斬首である。朝鮮の律は明律を準用しているのだが、明律では奴婢が旧家長を、逆に旧家長が奴婢を殴打した場合、平民どうしの律を適用するとある。明律が想定しているのは、身分的な奴婢ではなく、年季雇いのような雇用者への従属度の高い雇人なのである。しかし、朝鮮では主人と奴婢の関係は、君主と臣下の関係と同じとされ、贖身して良人になっても、その関係は永続するものとされた²⁹。奴婢の主人にとっては、現実の主人と奴婢の関係が儒教倫理的に正当化され、かつ永続化されることになった。

このようにして奴婢は主人にたいして文句も言えず、虐待を訴えることもできなくなったのだが、主人が好き勝手に奴婢を殺したりすることは、さすがに王法に反すると言わざるをえなかった。朱子もまた、奴婢であっても殺すことは罪が軽くない、と教えていたのである。ついに、晩年にいたって世宗二十六年（1444）、奴婢にまったく罪がないのに殺害されたと立証できれば（具体的には、①他殺であることが明瞭な身元不明死体が、②城内にこれ見よがしに遺棄されており、③その件を官が捜査対象とせざるをえなくなった場合で、④身元と主人が判明

²⁷ 「世宗実録」世宗七年八月甲申（十八日）条。

²⁸ 「世宗実録」世宗十一年八月庚子（二十六日）条。

²⁹ 「世宗実録」世宗十四年九月癸酉（十八日）条。

し、⑤殺害と死体遺棄にかんする複数の目撃証言などが得られ、⑥本人にはいっさいの罪が無いことが立証され、⑦主人が恣意的かつ意図的に殺害したことが明確に立証できる場合。ほとんど有りえない状況である。①～④までは行ったが、殺された婢の主人が王族なので、それ以上は捜査不可能だったという実例がある)、主人は杖六十、徒一年に処され、奴婢に罪があるが官に告げずに任意に撲殺した場合は、杖一百に処すものとされた。とはいえ、杖刑は贖杖が可能なので、事実上は罰金刑である。

さらに、火で焼いたり、鼻を削いだり、刃物、弓矢、大きな石、木材を使うなどして残虐かつ意図的な殺害の場合は、同居する奴婢も官に没収するとした。かなりの額になる財産刑も加算されるわけである。ただし、今日的な言葉で言うと、奴婢にたいする傷害致死と過失致死は処罰の対象ではない³⁰。また、奴婢の罪、たとえば言うことを聞かなかった、主人を罵った、衣類を引っ張ったなどの罪を官に訴えれば、殺害しても罪に問われないのである。それらはすでに絞首相当の罪だからである。逆に、この法令までは、主人が奴婢を好き勝手に殺害しても主人は罪に問われず、それを知る屋敷内の奴婢たちもまた主人の暴虐や虐待を官に訴えることができなくなっていたことに注意しておこう。奴婢の人格性を完全に否定し、牛馬以下の社会的地位にまで落としたのは、他ならぬ世宗だった。

ちなみに、牛馬でさえ食肉用として殺すことは世宗によって禁止されていた。農耕や運送という国家の求める力役に不可欠な動物を失うことだからである。良民が減るのは国家の役を負担する存在が減るからよくない、牛馬を殺して食肉にするのは国家に必要な役畜が減るからよくない。奴婢を殺すのは主人の任意な財産処分であって国家や人倫に関わらないから規制しない、しかし、奴婢が主人に逆らうことは人倫の秩序に反する行為であるから厳罰に処する、という思考が読み取れる。奴婢は人ではないので、慈しむべき民の一部ではなくなったことになる。

牛馬以下の存在にまで貶めながらも、それを残虐に殺すことは規制すべきと考えたのは、一切衆生が仏の前に平等であるとする仏教に傾倒した後の、自らを暗君と自虐する時期の世宗によって出された施策である。そのため、意図的かつ残虐な殺害には同居奴婢を没収するという法令の廃止要求が、その後、繰り返し上疏されている。また、廃止できないなら、せめて同居の範囲をできるだけ狭く解釈しようとする上訴も繰り返される。同居奴婢没収の財産的損失もさることながら、主人の言うことに従順ではない奴婢は、残虐に殺してこそ、見せしめの効果があるのだ。残虐に殺すことが奴婢管理の要諦だったのだ。口には聖賢の章句を誦しながらも、奴婢を死ぬほど虐待したり、残虐に殺したとしてもなんらの矛盾も良心の痛みも感じない朝鮮儒学の感性にたいし、違和感を抑えがたいのは近代以降の人権思想のためだけではないと思う。

そのような朝鮮儒学の醸し出す社会的雰囲気なかで、グロテスクな事件があった。世宗が設置した集賢殿³¹ 應教(正四品)に任じられ、さらに自宅での読書暇を認められるという、

³⁰ 「世宗実録」世宗二十六年閏七月辛丑(二十四日)条。

³¹ 集賢殿は、高麗の修文殿を引継ぎ、太祖代から名前だけは存在していたが、実態はなかった。定宗のとき、宝文閣と改称し、典籍を収蔵し講論の場とした。太宗代に集賢殿の名前は復活したが、それまでは、いずれも四品以上の文臣の兼任職であって専属官員はいなかった。世宗二年三月、集賢殿専属の官員を置き、才能と行いに優れた若い文官を集め、もっぱら経史を講論させることで、王の諮問に答える官署とした。「世宗実録」世宗二年三月甲申(十六日)条。読書好きの若き世宗が、経史を論じたり、政事の課題を議論できる同年代の人物を求めたものと見るべきか。今日では優れた人材を養成するためのもの、と評価されているが、結果論であろう。

将来を期待されたエリート中のエリートの邸宅で、その事件は発生した。まだ、奴婢殺害にたいする処罰規定が定められる以前のことである。世宗九年八月二十日、刑曹判書が道端で人形のようなものを背負っている者を見かけ、それは何かと尋ねた。すると骨と皮だけに瘦せた集賢殿応教権採宅の婢の遺骸であるという。刑曹判書はただちに世宗に啓上し捜査の許可を得た。二十四日、刑曹が王に啓上したところによれば、集賢殿応教の権採は婢德禁を妾にしていたが、德禁は祖母が病氣とのことで、主人の許可を得ずに外出した。すでに嫉妬に燃えていた妻鄭氏は、「德禁は他の男のところへ逃げたのよ」と夫に伝えた。妻の言葉を信じて怒った権採は、帰宅した德禁を捕えて髪を切り、左足を縛りつけて部屋に閉じ込めた。妻は德禁の頭に剣を突き付けたが、婢の禄非なる者が「もし斬り殺したら多くの者に知られます。このまま放っておけば、そのうち死にますよ」と言うので、食べ物を与えずに放置した。彼女が漏らした便には蛆がわいたが、鄭氏はそれを食わせようとした。德禁が拒んだので、陰部に針を刺して責めた。德禁はその責めに耐えきれず、蛆とともに呑み込んだ。そのようにして数カ月のあいだ食事を与えず責め立てて衰弱死させたのである。

その遺骸を捨てて行く途中、偶然にも刑曹判書の目に留まってしまった。もし彼が不審に思わなかったら、そのまま闇に葬られたはずである。餓死者や行き倒れの遺骸など、城外ならばありふれたものだからである。官人が起こした事件なので義禁府によって権採夫妻と家の奴婢たちが取り調べられた。権採は事件への関与を頑強に否認し、すべて妻がやったことで何も知らないと言い張り、さらには刑曹判書が誣告したとまで強弁した。妻もまた虐待を否認した。しかし、事件に関わった禄非や他の奴婢を義禁府が取り調べた結果、すでに刑曹が啓上したとおりであることが判明していた。捜査責任者である義禁府提調は「この人は文章を学ぶことだけを知っていて、慙愧ということを知らない」と啓上した³²。九月四日、権採はその職を免じられた。直接手を下したのではないが、行いがあまりに残忍であったという理由である。この処分についても、職牒の取り上げ（官職就任権剥奪）と地方での蟄居という措置が予定されていたのだが、このように重い処分を下したら「綱常の紊乱が此処から始まります」との吏曹判書の意見を容れて、現職の罷免だけと決定した。つまり、奴婢を虐待した主人を厳罰に問うことで、奴婢にたいする主人の処罰権を制限するような前例をつくることになれば、奴婢を増長させ、社会秩序が破壊されるということだったのである。

その後の権採は、半年も経たずに集賢殿に復職する。官位は下げられて正五品校理からであったが、世宗には気に入られていたようで、順調に昇進し、事件から六年後の世宗十五年には正三品成均館大司成（儒生教育の事実上の最高責任者）に登り、以後は承旨として世宗の側近くに仕えた。世宗二十年（1438）に急逝したときに四十歳だった。世宗よりも二歳若く朝鮮王朝の官僚二世の世代である。婢妾の一人くらい残酷に死なせても、昇進にはほとんど影響しなかったのであり、彼の過去を世宗が忌避した形跡はない。

太宗は、有能な者であれば家柄などにこだわらず、賤の血が入っていたとしても卿大夫にまで昇進させて構わないと考えていた。高麗末から朝鮮建国の時期にはそのような者もいた。本人の能力を重視したわけである。そして、婢妾の子であっても五品までの昇進は法典で認めていた³³。しかし周囲の儒者官僚たちと世宗は良賤の分を明確にすることに心を砕いた。もし、良賤が入り混じるようなことがあったなら、なるべく賤に落とし、良賤の間に子ができるよう

³² 「世宗実録」世宗九年八月乙亥（二十日）、己卯（二十四日）、甲申（二十九日）条。

³³ 「太宗実録」太宗十四年二月庚戌（六日）条。

な事態は最小限の必要悪（王族や士大夫家門での婢妾）としてのみ認めようとした。さらに、主人には奴婢にたいする生殺与奪の権を認めることで、「君と臣、父と子、奴と主の関係、その本質は同一である」という朝鮮儒教の社会秩序論を構築した。

秩序を重視し上下の分を明らかにすることを望んだ世宗は、下の者が上の者を訴えたり、罵ったりする行為にたいし、厳罰をもって禁止した。世宗十一年（1429）、地方官として派遣された守令を地元の品官や吏民が告訴することを禁止し、下の者が上の者を訴えたり、罵ったり、殴打することを禁止した。さらに、二年前には、訴訟を起こした者が官員を凌辱した場合（「早くなんとかしてくれ!」、「もっとちゃんと調べてください!」などと官への不満を口に出すことが凌辱である）には不受理とする規則を定めていたが、このとき訴訟を不受理とする範囲をさらに拡大した³⁴。正しく礼教が行われるならば、このような「以卑陵尊、以下陵上」は無くなるはずなのだが、現実にはまったくそうではなかった。世宗は厳罰をもって上下尊卑の秩序を教え、下の者の反抗や不満には厳罰をもって臨むことを選んだ。

7. 世宗の治世 二 ——官妓の場合

必要悪とも言うべき存在である官妓においては、事態はさらに醜悪であった。平安道監司が世宗に献議している。

平安道監司尹坤が王に啓上した。「我が東方は海外の小邦であり、中国と比肩できるのは、ことに礼義においてであります。今、使いの臣下が地方に出張すると、官妓に溺れて職務を忘れ、情欲のかぎりをつくす者がおります。もし、官妓をものにできないとなると、守令がきちんと政務をおこなっていても、毛を吹いて傷を求めるようなことをし、無理に罪に陥します。地方の両班や郷党のあいだでも、好き者どうしが一人の妓を争って仲違いし、終生不仲のままだったりします。守令が法を守って民を治めていても、このような奸事に遇い律によって罪を課されます。官妓にいたっては、客が来るたびに無理に相手をさせられ、拒めばかえって重い罪を加えられます。なかには、母と娘、姉と妹が相次いで官妓となることがあり、それを同じ者が姦すのです。これらはみな倫理を壊し風俗を乱し、礼を紊乱し義を毀つものです」。³⁵

儒者としてはまったくの正論である。この献議を受けた世宗は、地方に出張する者が官妓を姦することを禁ずべきか、議政府・六曹に諮った。二か月後に出された結論は、「以前からそのようにしているのだから、必ずしも禁止する必要はない」というものであった³⁶。治世の初めに於いては官妓と官人の反人倫状況に強い関心を示した世宗であったが、後には官妓の積極的な維持を推進する側となる。現状維持を選んだのである。

世宗十二年（1430）に、君臣の宴席や中国からの使臣接待に女楽（官妓による奏楽、歌唱、舞踏）を用いることについて、君臣を交えて議論があった。中国に行われる礼楽のなかに、女楽は無いのである。女楽廃止の意見に世宗は一応理解を示したが、「女楽を用いることの来歴は久しい。俄かにそれを改めるとなると男の楽工に歌わせることになる。さすれば音律に合わないで齟齬をきたす。ゆえに軽々しくは改められないのだ」とかわした。それにたいし、上述

³⁴ 「世宗実録」世宗十一年五月丙辰（十一日）条。

³⁵ 「世宗実録」世宗元年四月戊子（十四日）条。

³⁶ 「世宗実録」世宗元年六月辛卯（十八日）条。

と同様な地方の弊端を挙げてさらに女楽廃止を食い下がると、「卿らの論は至当である。しかし、太宗のときにも同じ議論があり、一二の大臣の言うには、土風は変えるべきではない、とのことだった」と反論する。世宗の土風維持論に加勢する者がいた。「妓は軍士で妻のいない者を接待するのです。我が国は東南が海に面しており、北は野人（女真族）の地に連なっています。国土防衛のことが問題にならない年はありません。女楽をどうして急に改める必要がありますでしょうか」³⁷。ここで論点はすり替えられたのである。女楽とは、宴席における女性の楽器演奏と舞踏だけではなく、その後の性的接待も含まれるものだった。これまでの習慣、すなわち土風について、ときには高麗の遺制であると否定したり、土風は変えがたいと現状維持にまわったりと、儒教のマニュアルに明記されているものだけは改変するが、明記されていないものは自己判断を停止して現状維持を支持するという無定見さが露呈されたと言わざるを得ない。

辺境防衛に立つ軍士のために女楽が必要であるとの見解は世宗の考えとも一致していた。世宗十八年（1436）には、女真族と地を接する咸吉道（現在の咸鏡道）の監司にたいし、「昔は辺鎮には娼妓を置いて妻のいない軍士をもてなした。その来歴は久しい。今、辺鎮の州郡にも官妓を置いて公用の旅客を接待している。ましてや、道内の慶源、会寧、鏡城などの邑は、我が国の巨鎮であり、北の極辺に位置し、防御の軍士は家を遠く離れ、何度も寒暑を経ている。日用の細事もまた困難である。そこで、妓女を置いて士卒を待するならば、事宜に合うであろう」³⁸。そのようにして軍士を接待し、慰安させたならば、子供が生まれることになる。太宗十四年の法令に従うならば、父親は良人身分の軍士なはずであるから、子は良になる。しかし、世宗は先の妓女を置く指示の翌年に、良人と賤人の両方の籍に登録して、役を課すように指示していた。

さらに、世宗二十八年（1446）の命令では、官妓が官人と婚姻して儲けた子であっても、父親がその子を贖身した場合にのみ良とする旨を定めた。贖身とは、定められた額を納めるか、代わりの奴婢を差し出すか、である。奴婢売買の金額は太祖のときに男女を問わず、年齢15歳以上40歳以下は五升布四百匹、それ以下やそれ以上は三百匹と定められていた³⁹。それは、馬一頭の価格とほぼ同等なものであり、王族や士大夫家門でなければ調達不可能な金額である。自ら立役している辺境の軍士には無理なことであった。そのため、辺境守備にあたる軍士たちとのあいだに生まれた子供は、すべて公奴婢となり、女子であれば母親と同じ官妓の境遇から子々孫々免れられないのである。

そのような決定から三百年近くが経った肅宗三十年（1704）年、「西北の官物は、免賤されているとしても、他所に移居することは認められない。探し出して西北に戻して辺境を充実させよ。西北の官物を、贖良の与非も考えず、勝手に自家に連れて行って畜えている者は一二ではない。法令の弛みはこれより甚だしいものは無い。西北両界と諸道の官物で士大夫の家に留畜されている者は、都と地方に命じて自首させるべきである」⁴⁰との提案に、王の許可が下さ

³⁷ 「世宗実録」世宗十二年七月丙寅（二十八日）条。

³⁸ 「世宗実録」世宗十八年十二月戊寅（十七日）条。

³⁹ 「太祖実録」太祖七年六月壬戌（十八日）条。

⁴⁰ 「肅宗実録」肅宗三十年五月十七日乙卯条。同様な官妓の連れ戻しは、英祖五年（1729）にも実施されている。「英祖実録」英祖五年五月十日甲寅条。これを献議した宗寅明は官妓本人に限定して提案したのだが、英祖は官妓の子孫であれば免賤・免役されていても等しく連れ戻し、例外なしに賤に戻せ、と指示した。

れている。官妓とは辺境防衛にあたる軍士を慰労するための官の備品なのであり、免賤されて良の身分になっていても（同じく18世紀の日本でいえば女郎が身請けされていても）、居住地の自由はおろか、廃業の自由もなかった。官妓、ことに西北地域（現在の咸鏡道・平安道）の官妓への過酷な処遇は、世宗が定めたものであった。

8. 世宗の治世 三 ——衣服の場合

世宗の秩序意識は、衣服、履物、被り物、そして用いる色の統制に及んだ。まず世宗元年（1919）には、黄色に近い色の衣服を禁止した。これは中国皇帝の色が黄色だからであり、それに近い色も禁止されたのである。同時に庶人の團領衣着用を禁止した。團領衣というのは右合わせで丸首・襟なしの上着であり、国王や官僚たちの官服に用いられる形である。庶人が官人と見間違えるような衣服を着用してはならないとしたのである。この当時は、文官・武官の別や官品の上下を示す胸牌を着用していなかったため、いっそう紛らわしかったのだろう。なお、この胸牌は端宗二年（1454）から佩用がはじまる。

衣類の規制は履物にも及ぶ。世宗八年（1426）、官品が七品以下の文武官と庶人、僧侶、公私賤などにたいし、靴と套（周衣、トゥルマギ）の着用が禁止された。靴というのは、牛馬の皮革を用いて作る緩い半長靴である。さらに、庶人の男女には皮革を用いた鞋が禁じられただけでなく、草鞋まで禁止された⁴¹。一般男女には履物が禁止されたのである。朝鮮の鞋は、皮革、布物、藁と、材料による違いはあるが、形はいずれも現代の女性が履いているパンプス型で踵のないものを想像してほしい。日本の草鞋、草履、下駄のように足の親指と人差指のあいだに紐を通す形式のものは、朝鮮には存在しなかった⁴²。高麗時代の仏画には、人々の暮らしを描いた部分もあり、高貴な人々や官吏、僧侶は履物を用いているが、物品の運搬や農事に携わる庶人の男たちは裸足である。そのような身分による履物の違いを法制度化することで、身分の可視化を再確認したのである。

15世紀の日本の場合、公権力が定める全国一律の法制度はもはや機能していなかったことを思うなら、この大きな相違に注意しておいてほしい。法令によって人々の衣類や履物まで規制しうる公権力というものは、それが文と礼を看板に掲げるものであるだけに、人々の日常や心性、行動までも「正しい」ものに変えることを要求した。

世宗十一年には、それまでに出されたさまざまな禁令を板に書いて、景福宮正門である光化門、鍾閣、都城各門に掲げ、周知徹底させることが実施される⁴³。それには、衣服については色だけでなく身分による生地品の品質まで規制し、官の朝会礼後に衣服の埃を払うことの禁止、金銀の使用制限、毛皮の使用制限、婚姻のときの宴会禁止、新郎が新婦の家を訪ねるときの松明本数の制限、新婦が新郎の両親に挨拶するときの持参品制限、婦女子の被り物の制限、官人の従者数制限、仏事の制限、婦女子の寺院参詣禁止、寡婦を僧侶が訪ねることの禁止、城内騎馬通行の制限、城内での音楽演奏と神祀の禁止など、事細かな禁令が含まれている。なかでも、

⁴¹ 「世宗実録」世宗八年一月辛酉（二十六日）条。

⁴² 日本の履物では足指が二つに分かれて見えるところから、それが獣の蹄のようだと、日本人にたいする蔑称として、チョッパリ（獣の足）という言葉が生まれた。ただし、高麗時代に描かれた羅漢図のなかに、日本式の草履を履いた僧侶が描かれている。鼻緒のある履物も高麗時代に知られていたことはたしかである。

⁴³ 「世宗実録」世宗十一年二月辛巳（五日）条。

牛馬を殺して食用にすることを禁止した項目では、病死した牛馬に限り官の確認を受けて販売してよいとした。病死した牛馬肉を食用とする危険性は、経験的に知られていなかったのだろうか。

世宗二十八年（1446）には、官僚や高官の子弟は毛皮の靴や皮革の鞋が許され、そのような家の女性と妓女には絹物の鞋が許された。さらに、世宗三十一年（1449）には、国王の御衣と同色になる丹木で染めた衣類（大紅）はいっさい使用禁止とされた。他の赤・紅は許された。履物についても官僚とその衣冠子弟には皮靴が許可され、着用許可対象がやや拡大された。しかし、その他の男性には、依然として皮であれ草であれ鞋の着用は禁止されたままであった。このときの規定では庶人の女性にたいする鞋の禁止規定がないので、庶人の女性には絹や皮革を除いて履物の着用が黙認されたようである。履物にかんして男女の別も定められたと言えよう。

日常的に裸足で暮らして足裏の皮が厚くなっている、足を保護するものが何もないなら、足指の凍傷を心配してしまうのは、現代人ゆえの軟弱さだろうか。文禄・慶長の役において、日本の足軽たちが裸足に草鞋だったために、冬の寒さで足指を失った者が多かったという。世宗には、身分序列の明確化、可視化は重要であったが、庶人の足指など関心の外にあったようだ。

9. 世宗の変貌 — —孝の実践とは

朝鮮儒教では孝がもっとも大切な徳目であるとされる。そのため、孝を理由に立てれば、その他のことは致し方ないとされることがある。

世宗二年五月甲午（二十七日）、太宗の妃で世宗の母である大妃閔氏が「寒疾」に罹った。発熱を意味する病名のようなので、夏風邪をこじらせた肺炎ではないかと思う。その日、大妃は楽天亭に滞在中だった。楽天亭⁴⁴は退位後の太宗が野遊びのために京城の東南の郊外で風光明媚な丘に建てさせた小離宮である。世宗は太宗とともに滞在していた豊壤の離宮でその知らせを聞き、馬を馳せて母のもとに駆け付けた。そのまま母の病床に寄り添い、三十日には利川に暮らす兄讓寧大君を呼び寄せた。母の病は重かったようで、六月一日には開慶寺の薬師如来をはじめ、各地の城隍神の社などにも人を遣って平癒を祈願させ、楽天亭の中庭でも盲僧七人を呼び入れて祈祷させた。世宗は食事も睡眠も摂らずにともに平癒を祈りつづけた。六日には、術士の言を容れて避病⁴⁵するため、世宗と大妃は、讓寧、孝寧の二人の兄と僅かな近侍の者だけを伴って、警備の者たちにも知られないよう秘かに開慶寺に移った。わざと行き先を告げずに移動したために、王がどこに行ったのか、誰も知らなかった。そのとき、上王太宗は世宗を含む三兄弟だけが、大妃に付き添っているなどとはまったく知らなかった。七日には、豊壤離宮を訪ねた臣下に「王も大妃もどこにいるのか、行方不明を今知った」と言っている。世宗は母の病を聞くや宦官二人だけを連れて単騎で飛び出していったままだった。国王が行方不明なのだ。

十日、大妃と三兄弟は再度避病を図って豊壤に向かう。豊壤に住む吳溥の邸を目指した。間違えて他の家に行ってしまうなどして、やっとのことで着いたのだが、邸は手狭だったので、崔詮の邸に入った。十一日、世宗らが豊壤に来たことで太宗も世宗の居場所を知り、大妃の病

⁴⁴ 現在のソウル市広津区紫陽洞にあったとされる。

⁴⁵ 病魔に知られずに秘かに居所を移ることで、病魔から逃れられるという民間信仰。

床を見舞った。また、警護の侍衛軍士を呼び寄せた。群臣もここではじめて世宗の居所を知ったのである。二度にわたって「遁甲避方」したにも拘らず効き目がなかったため、父親とも応接した。世宗はその後母に独りで付き添い、兄たちさえ室内に入れなかった。十四日頃から少し容態が良くなったので十九日には大妃とともに豊壤離宮に移った。しかし、この日から再び病は重くなり、都内から高名な術士や祈祷僧を集めた。二十一日には術者の言に従って豊壤離宮を出て、三兄弟と二人の娘だけが付き添った。毎日夜中に移動し夜明け前に張らせておいた帳幕に入った。警護の軍士たちは、離れたところから見守った。二十六日、世宗は母とともに秘かに東小門から城内に入り、侍従たちを撒いてしまった。ここからは毎晩、臣下たちの邸を宿所にしながら二人だけの移動を続けた。

七月二日、ついに太宗から、「国王がいつまでも居ないわけにはいかない。昌徳宮に戻るように」、と叱責に近い宣旨⁴⁶が伝えられ、翌日昌徳宮に戻り、世宗と大妃は別殿に入った。五日には太宗が隣接する寿康宮（現在の昌慶宮）に移ってきた。世宗の眼には母の容態は持ち直しているように見えたようだが、父太宗の眼には、もう長くないと見えたようだ。七日には、遺体を安置する殯殿をどこにするか、重臣たちと相談している。八日には昏睡状態に陥っていたようで、太宗は暑い時節だからと棺槨の準備を急がせている。妃の兄弟二人に賜死したことで、冷え切っていた夫婦の関係を窺わせる記事である。十日の午の刻、大妃は薨じた。五十六歳だった⁴⁷。

やや長く紹介したが、発病から43日間、世宗は国事を放り出して母親に付き添いつづけた。儒教的には孝の実践と言えるのだが、二人の兄さえ室内に入れず一人で付き添ったというのは、いわゆるマザコン青年のように見えてしまう。彼の行いを見るかぎり、孝の実践というよりは、自分の思い入れにたいしては他人の容喙を許さず依怙地になる性格の人物であったようだ。「実録」に記録される発言は、臣下との政治上の意見の遣り取りや判断とその理由などが主であるために、思想的な傾向はある程度読み取れる。しかし、国王自身の性格や感情の起伏といったものは、なかなか読み取りにくい。世宗のこのような行動は、避病のためとはいいながら、一人で依怙地になって周りが見えなくなることのある人だったことを示してくれる。後述するが、崇仏をめぐる晩年の世宗の行動もまた、依怙地になる性格であったことを伝えている。世宗の日々の行状を事細かに記した「世宗実録」の編纂者にも、国王の職責を放り投げ、ひたすら母親に付いてまわった彼の行動は、孝の至高の実践、との評価では片付けられないものが感じられたのであろう。

また、孝の実践であるならば、僧侶など祈祷、山の神への祈願、術士の献策など、儒者であるなら遠ざけるべき「怪力乱神」であっても、効き目がありそうなものなら、なんでもやっていることにも留意しておきたい。この時の世宗には、仏教は祈祷の効果がありそうな呪術の一種なのである。「遁甲避方」の術などと同列だった。父太宗は、祈祷させても効き目がなかったことを例に挙げ、仏教は虚妄の説だ、と言うのが口癖であった。このときの世宗の認識も、その延長であっただろう。

中国宋代の新儒学は、それまで儒教が扱わなかった、この世でのあるべき生き方など、仏教などに任せたきりになっていた個人の内面の諸問題を自らの問題として取り込んだと評価され

⁴⁶ 太宗は退位して上王になっているので、上王の命令は宣旨と称した。なお、王の命令は王旨だったが、世宗七年から教旨と改めた。

⁴⁷ この記述は、「世宗実録」世宗二年五月甲午（二十七日）から七月丙子（十日）までの毎日の記述による。

ている。しかし、朝鮮の儒学には、そのような思想的格闘は伝えられなかった。高麗に朱子学が伝えられて以来、中国最新の、そして官途に就いて昇進するために必須の、万能薬的な術策かつ価値基準として儒学は学ばれた。朱子学に接した高麗から朝鮮初の儒学者たちは同時に篤信な仏教徒であったりもした。朝鮮初における最高の文章家であり大儒と評される卞季良もまた仏教の篤信者だった。個人の内面や修養、病と老い、そして生死の問題は、朝鮮儒学では等閑視されていた。その間隙に巫術、呪術、方術、さらには風水地理説などが繁茂し、仏教ばかりか儒者をも取り込んでいく。

10. 世宗の変貌 二 ——国政の委任

世宗は、在位二十年目である世宗十九年（1437）四月、世子に庶政を任せたいと言い出す。彼の言葉は承旨によって議政府に伝言された。

予が若いとき、国事のことは、自分を強くたもち、間違いがないようにと願っていた。近年は、万事が思うようにならない。東南では早害が発生し、西北では女真の侵入が起きている。その理由を考えるなら、私自身に責任がある。そもそも人というものは、老年と壮年とは違いがある。予の置かれている状況も、少壮の頃とはずいぶんと異なっている。さらに風疾（痛風か？）があつて、自分を強くたもつことが難しいのだ。そこで、世子に庶政を摂治させる。ただし、吏曹と兵曹の人事、軍の指揮権、死刑の決定だけは、予が主管すべきである。予が政治を怠るのではない。過去の例を見れば、世子に摂政をさせた例は珍しいものではない。しかも、君主の位は終には必ず世子に帰するのだ。万機に決定を下す大変さを、早くから知っておくべきである。今、世子は廟議に参加しているが、自分の意思で聴断しているとは言えない。このことは前日に承旨や大臣たちに話したのだが、皆が止めたのでまだ実現していない。今、あらためて世子に摂政をさせようと思う。卿らも前もって予の意を知っておくように⁴⁸。

実は、世宗はこの前年、世宗十八年（1436）四月、国政の万機にわたって国王が裁決する意思決定の方式を大きく変更していた。それまでは太宗十四年（1414）の改編で、六曹の判書、司憲府の大司憲、司諫院の大司諫など中央官司の長が重要事項を直接国王に報告し、国王は自身の判断で裁決を下す仕組みになっていた。朝鮮史学ではこれを六曹直啓制と呼ぶ。議政府の議政たち（領議政、左・右議政、その下に左・右賛成、左・右参賛）は、軍事や国政の重要事のみ議論して王に報告するとされた。

議政府と六曹が機能を分割しつつ、それでも矛盾なく国政が機能するには、国政の万機にわたって王が関与し裁決することが必要であった。とはいえ、国王の専制的な独裁ではなく、太宗は信頼する重臣たちの意見を汲みつつ議論を主導し、決定を下したのである。それには王もまた古今の典籍や経書にも通じ、彼らと対等に国政を論じるだけの学識と経験が求められた。このような統治形態は、太宗、そして世宗であったから可能だったのである。世宗に譲位した太宗は、庶政は世宗に任したとはいえ、軍事は上王である太宗が握りつづけており、その他についても助言し指導するつもりだった。

世宗もまた太宗の制度を引継ぎ、自らを強くたもって国政の万端を裁決してきた。それを大きく変更したのが世宗十八年の改編であった。これにより、それまでは王が直接審議に参加し

⁴⁸「世宗実録」世宗十九年四月庚申（一日）条。

て裁決していた諸般の案件について、議政府の大臣たちの判断で決定するものとした。国王はその判断を聴き、裁可することになる。ただし、吏曹と兵曹の人事、軍の使用、刑曹での死刑決定は、これまで通り国王に直接上啓して裁可を仰ぐものとした。また、もし議政府では決めかねる問題があるようならば、再度議論して王に裁可を仰ぎ、その結果によって施行するものと定めた。この変更は太祖のときの制度に戻すものである、と世宗は説明した⁴⁹。これを議政府署事制と呼ぶ。これにより国王が直接に審議に関わり判決する事項は大きく減らされることになる。

そのような改編から一年後、今度は議政府に任せた事項の最終決裁について、世子を摂政に任じて担当させたいと言いだしたのである。臣下たちには認められなかった。さらにその翌年である世宗二十年にも再度、世子への庶政委任を持ち出す。このときは、「引飲之病」と「背上浮腫之疾」があり、すでに二年間苦しんでいると述べている。議政府署事制への改編は、政治的な事由によるというよりは、病を抱えた世宗が国王としての業務軽減を目的にした改編だったと見てよい。

世宗は若いころから肥満気味であり、すでに世宗元年（1419）、23歳のときから足の痛みを訴え、その後もむくみが続いていたという。これは脚気の症状のようだ。白米の過食が原因であろう。世宗十九年（1437）、41歳のときにも風疾を訴えている。

この「引飲之病」については世宗二十一年の七月に「消渴を患い、一日に飲む水は一盆どころではない」と述べており、あきらかに糖尿病が疑われる。また、背中の腫瘍がなかなか治らないことも訴え、傷などが治りにくくなるという糖尿病の合併症状とも合致する。このときはさらに「眼疾昏花を患った」、「長く眼を使うことができない」との症状も訴えており、糖尿病性の網膜症が疑われる。二十一年の七月には、「患眼疾昏花」があると言って、軍士の演習観閲式である講武にも世子を代理出席させることを求めている。「眼疾昏花」との症状から視界に暗い部分が発生したようである。その後も病状が徐々に進行していった模様であり、視力低下がその後の世宗をもっとも苦しめることになる。世宗二十六年、48歳のときには、「予は年老いてから一日を過すのが難しい。書籍をもって耳の友としている」⁵⁰と語っており、時間をつぶすために近侍する者に馴染んだ古典の経書を声を出して読ませているのである。漢字音を正しく発音させるには、発音記号が必要なのだが、「訓民正音」創製の一因はここにあるのだ

⁴⁹ 「世宗実録」世宗十八年四月戊申（十二日）条。

⁵⁰ 「世宗実録」世宗二十六年二月庚子（二十日）条。この記事は「訓民正音」に反対する上疏に反論した部分である。制定当初の訓民正音には漢字の声調（四声）が表示されていたが、耳で典籍を楽しむためには、正しい声調で発音してもらうことが必要なことは言うまでもない。詩文を作るためにも、漢字の声調を習得することが必須である。そして漢字音韻の正しくかつ平易な表記法への関心は、分かりやすい音標記号もしくは発音記号の作製へとすすみ、さらに、その音標記号をもって自分たちの話し言葉が表記できることへの気づきへと進んだと考えられる。訓民正音の頒布（世宗二十八年九月甲午二十九日）と同時進行の作業として、訓民正音で漢字語韻を表記する『東国正韻』が作製されていたことに注意すべきであろう。正音頒布からちょうど一年後である世宗二十九年九月戊午二十九日に『東国正韻』六巻の刊行記事がある。この書で正しい漢字音とされたものは朝鮮の在来の音であり、それが複数あって乱れていると判断された場合には正しい音を定めたとされる。また『東国正韻』で正しいと判定されて採用された音であっても、その後は在来音で表記されるようになった文字もあるという（李朝中期語を専門とされる須賀井義教氏のご教示による）。正しい音の判定基準は世宗の判断によったようだ。はじめから民のために朝鮮語の表記を目的として「訓民正音」が作られたとする「国民常識」は、御製の序文に引きずられすぎており、納得しがたい。また、視力をほとんど失った世宗は、自らの意思を伝えるために、宦官への伝言あるいは諺文を大書したものを用いている。世宗の視力低下が「正しい」漢字音制定と、話し言葉を（漢文に通じない宦官でさえ）そのまま書き取れる文字の制定に繋がったのである。

ろう。このころには、世宗の眼疾が進行し、ほとんど見えなくなっていたようだ。

病の進行にともない、王室の長として王が親しく執り行わねばならない宗廟の祭祀もまた、眼疾を理由に世宗二十四年（1442）には世子に代行させた。同年の七月には世子による庶務裁決を補助するため、東宮の諸般事務を担当する詹事院を新設する。国王としての日常の裁決、講武への臨席、ついには宗廟祭祀の主催までも世子に委ねてしまった。世宗は国政の前面から、種々の病を理由に、ことに眼疾を強く訴えて事実上の隠退をした。

しかし、その一方で、世宗は、世宗十四年二月に兄孝寧大君が執り行った水陸齋以後、仏事への関わりを深めている。そのとき世宗は香を下賜していた。一年後、そのようなことはなされませんようにと臣下から諫言される。世宗は言い訳をする。「そのときは、あんなに盛大なものになるとは知らなかった。香を贈ったのは大間違いだった。そうと知っていたら止めていた」。あれほど、原理原則や秩序に細かい人物が、なんとという言い訳をするのだろうか。この言い訳に続けて、歴代の廟所であり御真（肖像画）を奉安していた文昭殿⁵¹から仏堂を撤去するにあたり（以前は僧侶が常駐し王室祖宗のために読経していた）、そこにあった仏像を興天寺に移したい、文昭殿は太宗が太祖のために作ったものなので祖宗の願利なのだ、については仏像の清掃とかんたんな法要をしたいのだが、予算見積もりを上げてほしいと指示した。当然のことだが臣下に反対されて中止した⁵²。その仏像は宮中の尚衣院に保管される。

だが、その翌年、世宗十六年四月、檜巖寺の重修（大規模な補修工事）をめぐる諫奏が上げられる。この重修は孝寧大君が主導しており、世宗は国庫からの支出を命じていたのだ。そのような指示を撤回するようにと、集賢殿と成均館儒生が上書したのである。彼らは世宗の子飼いのエリート儒者官僚と文官候補生たちである。世宗は次のように弁明する。

庵を営み仏に供養することは、来歴が古い。太祖、太宗は、衍慶、興天、覚林などの寺で説法の集まりを設け、その教えを奉じてきた。予にとっても講法の寺であり、香を下賜したこともある。ましてや檜巖寺は太祖が深く信仰し、大妃が仏に願掛けをした寺である。ところが年月が経ち傷んできているので、孝寧大君が重修を思い立ち、そのことを伝えてきた。予は穀物と布を若干出してその費用を支援しようとした。僧徒は重修を理由に愚俗を勧誘して広く財貨を集めるはずである。これは、予がさせることではないが、人々は予に期待するであろう。これらは公議を免れないところであるので、むしろ国庫の錢財を出して仏事に供するのがよいかと思ったのだが⁵³。

もちろん大反対された。世宗は「仏と僧に供養するのが、どうして間違っているのか」、と憤慨しつつも、国庫からの支出は差し止めた。この世宗の言葉を見るかぎり、彼の内面では仏教が重要な位置を占めていることが窺われる。ただ、自分が仏教を好きだとは立場上言えないので、父、母や祖父が深く帰依していたこと、次兄孝寧大君が言い出したことを口実にした。世宗は即位前には檜巖寺で仏法を講じたこともあるようなのだ。

世宗十七年三月には重修工事が完了し、孝寧大君が慶讃法要を行う。世宗は、婦女子の寺院参詣禁止の例外扱いにした。またまた諫言が上ってくる。世宗は、実は王室の蓄えのなかから重修費用を支援していた、そして、重修をしたのだから慶讃法要を開催するのは当然で禁ず

⁵¹ 文昭殿は昌徳宮のすぐ東側に位置し、太祖の御真を奉安して僧侶による供養が行われていた。宗廟は昌徳宮の南に位置し、歴代の神位（位牌）を奉安して儒教式の祭祀が年に四回執り行われた。

⁵² 「世宗実録」世宗十五年二月庚子（十六日）条。

⁵³ 「世宗実録」世宗十六年四月庚申（十三日）条。

る必要はない、と開き直る。「法が行われないことが国王から始まる。このことを禁じないなら、下民が仏教を崇信するのを禁ずることは、ほとんど無理です」とまで言われたのだが、彼は無視した⁵⁴。

11. 世宗の変貌 三 ——崇仏の王への変身

世宗十七年五月、世宗は興天寺の塔殿改修工事を決定する。興天寺は太祖李成桂の二人目の王妃神徳王后康氏の冥福を祈るために漢城の城内に建立された寺院である。もともとは彼女を葬った貞陵の側にあったのだが、貞陵が太宗代に城外に移され（ソウル市の東北である城北区貞陵洞の現位置。もともと用いられていた石材は清溪川の石橋礎石などに流用された）、興天寺はそのまま城内に残っていた。

改修工事の対象となった塔殿とは、外見は太めな木造の仏塔のように見えるが、内部は吹き抜けで各層の床板や心柱はなく、立像の大きな仏像などを安置する建築物である。構造的に難しく、建築例が少なかったようだが、金山寺などに塔殿が現存する。興天寺の塔殿は五層八面の建物で、太祖の退位後である定宗元年（1399）に落成した。内部には仏像と舍利を納めた石塔が置かれ、太宗元年からは興天寺のために新たに印造された大藏経も蔵置していた。しかし、建築技術上の問題があったようで、太宗十年、十一年（1411）、さらに世宗十一年（1429）と度重ねて修繕工事をしている。世宗十一年の工事では、舍利塔殿と鐘楼を修繕しているが、この工事では度牒の無い僧に度牒を発給することを代価として募役している。僧徒を集めて官衙や宮闕の建築工事に携わらせることは、太祖による景福宮、太宗による昌徳宮建設でも用いられた手法で、高級な建築物は僧徒の技術力に依存するのが通例であった。複雑な木組みやそのための木材加工、瓦の焼成など、寺院建築の技術が宮殿建築に応用されたわけである。実は、地方における士大夫の邸宅もまた僧徒の手になるものであった。官は資材と工事期間中の糧食を提供することで、僧徒の建築集団に依頼したわけである。世宗代においても、中国からの使臣が滞在する施設である太平館にたいし世宗十五年に実施された改築工事には、度牒発給を条件にして僧徒を用いている。

興天寺の塔殿は、たびたびの修繕にもかかわらず、世宗十七年（1435）にも修繕が必要となった。しかし、修繕しても長くはもたないとの木工の進言により、今ある建物の上部三層を撤去して外観二層の建物に改修することを決定した。高さを低くする関係上、内部の石塔は建物の後庭に移すものとした。

前年の檜巖寺重修の議論により、国庫からの経費支弁は儒者たちから猛反対されることが明らかだった。そこで、興天寺重修の件について五月十二日に承旨たちに伝えただけでなく、十八日には費用について繕工監提調と相談して、僧徒の労力提供に依存し糧食だけ官で給することで問題ないと確認した。前例があったのだろう。しかし、世宗はとんでもない方法を二十日に提案する。国王が勸文を下付し、工事に必要な労力と財物を広く募るというのである。以前に太宗が覚林寺の重修のために幹事僧に勸文を下賜して寄進を募ったので、国家の支援を受けることなく立派な建物ができ、慶讃法要も開催した、その先例に倣う、諸事は兄の孝寧大君に管轄させる、というのである。もちろん臣下たちから反対された。すると、「お前たちの論は正論である、しかし、教書を下すのと大君に命じるとでどこが違うのか、国庫の財を出す

⁵⁴ 「世宗実録」世宗十七年三月辛巳（九日）条。

のと民の財を募るとどこが違うのか、自分が後世の誹りを受けるのは同じである、勸文がダメだというなら予は教書をくだす」と、開き直った。世宗は、あの権採に勸文を作製させた。「諸々の衆生にひろく利益を施すことは仏の弘願であり、親の冥福を祈ることは子としての至情である。ゆえに、孝子順孫で仏法を用いない者はなく、その極は皆を率いて仏に帰依することである。…工役の煩は民には及ばない。積徒で意のある者がそれを図るならば、無為をもって為るはずである。その始終に功績のある者で度牒が無い者には度牒を追給する。糧食が足りなければ予が補うであろう。予の意を体してこれに勉めよ」⁵⁵。

どうやら、王の兄である孝寧大君が盛んに仏事を行い、世宗もまたそれを支援するという昨今の事情にたいし、仏教を異端、虚妄の説として排斥する若い儒者たちは、このままでは仏教が高麗時代のように隆盛になってしまうのでは、との危機感に駆られていたようである。対する世宗もまた、勸文あるいは教書を出すという非常の手段を採るぞと脅しに出たのである。「実録」には世宗がここまで強硬な手段に出た理由を説明していないのだが、世宗の中になにか大きな変化が起きていたことは確かである。世宗はこのころ在俗の仏教徒として授戒をうけていたのではないか。勸文のなかに「孝子順孫之無所不用、其極者、率皆帰依」と記すが、孝子順孫とは太祖・太宗の遺訓に遵う世宗自身のことであり、其の極地が皆を率いて仏に帰依することである、とは菩薩行に他ならないからである。世宗が仏弟子を公言するのは世宗二十三年、菩薩戒を受けた仏弟子を自認するのは二十四年なのだが、菩薩が仮の姿で現れて人々を導き、結果として人々を仏道に帰依させることは、衆生救済の方便なのである。ちなみに、高麗国王は菩薩戒を授けられていた。

その翌日、領議政と戸曹判書、都承旨らを集めて再度議論する。彼らはいずれも老練な官僚である。このとき領議政黄喜⁵⁶は、興天寺から所管官庁である礼曹に上申し、礼曹が無度牒僧を募役する旨を王に申し上げて裁可をいただき、資材は官で供給するものとしてはいかがか、と提案する。僧徒の募役については前例どおりの手続きを踏みつつ、官が資材を出すという点では世宗の意に沿う落としどころを提案した。そこで、世宗は勸文を出すという前言を撤回し、黄喜の提案を裁可した。ここまで揉めたにも拘らず、今年は日照りの害が甚だしい（ので、不要不急の工事は中止すべし）という反対上書が多く上げられたとの理由にもならない口実を立てて、六月一日には興天寺の工事はいったん中止と決まった。仏道に帰依したと明らかに読み取れる勸文を公表することには、世宗にも若干の躊躇いがあったのではないか。

もう一つ、世宗の命で勸文を作った権採だが、前述のように妻の嘘に騙されたとはいえ、婢妾を残酷な死に追いやりながらも、慙愧ということを知らないと評された人物である。その彼が勸文作製を命じられたことには違和感がある。義禁府にて尋問を受け釈放されたときには、妻の嘘を知ったはずであり、それがもたらした悲惨な結果を思うならば、苦しい後悔の日々を過ごしたとしてもおかしくない。そのような彼が、愛憎や富貴と地位への執着こそが苦しみと罪業を生み出すという仏の教えに帰依したとしても、的外れな想像ではないだろう。国法は婢

⁵⁵ 「世宗実録」世宗十七年五月辛卯（二十日）条。

⁵⁶ 黄喜（1363-1452）、27歳で文科及第、高麗最末期に官途に登る。朝鮮王朝の開創とともに一時引退するが、太祖の求めにより官途に復帰。太宗代には兵曹・礼曹・吏曹の判書を歴任。世子廢嫡に反対したため、一時流配されるが、世宗代に復帰し、世宗八年には右議政、九年には左議政、十三年には臣下としての最高官職である領議政に就任。世宗三十一年（1449）に高齡を理由に辞職（当時89歳）するまで、19年にわたり領議政の地位にあった。左議政就任（このとき領議政は空席）から数えれば、22年にわたり官僚組織の最高位にあって世宗の治世を輔弼した老練な宰相であった。

妾殺害を処罰しなくとも、殺人は重い罪と説く仏教の教えに接して、自身の犯した罪に恐れ慄いたはずである。

翌年の工事開始に先立って世宗に命じられて塔殿の傷み具合を確認し、速やかな改修が必要という、世宗の意に即した報告をもたらしたのも権採である。このとき権採は副承旨として世宗に近侍し、王の手、王の目、王の口とも言うべき職務にあった。また、王のもっとも身近にいる相談相手でもある。もし、彼が慙愧ということを知らないままであったなら、この時期の世宗が、自身の内面にも関わる勸文を彼に作製させたという事実を理解できなくしてしまうのである。

翌年である世宗十八年、ついに興天寺の工事を開始する。以後、興天寺の工事をめぐり、司憲府、司諫院、集賢殿と、王への諫言や王からの諮問への上啓を任とする、いわゆる言官の職位に進出した儒者官僚たちと世宗はことごとく対立していく。とはいえ、彼ら儒者官僚を育てて登用したのは世宗なのである。以下、興天寺を争点とする両者の対立を軸として、世宗と仏教の関係を見ていこう。

世宗十八年（1436）六月九日、前回の騒動から一年後に、世宗は承政院に教旨を伝える。その二か月前に議政府署事制に変更されていたことを思い出してほしい。世宗は体調がすぐれず、国政の業務負担を軽減する方向に改編しつつあった頃である。ここには世宗の意思が強く表明されている。上述した副承旨権採が所属するのも承政院である。

昔、朱子に尋ねた人がいた。「父は仏教が好きだが子は仏教を嫌ったとして、父が死んだときに、子は父のために仏事を営んでよいのか」。朱子の言うには「父が生きていたときに、道教・仏教の害を極諫して惑いを解くべきだったのであり、もし従わなかったならば、父のために仏事を設けても可である」と。我が国の興天寺は太祖が建立したものである。太祖はその維持を太宗に託した。太宗は異端を信じなかったのだが、太祖に託されたことなので、廃寺にすることなく仏事を行うに至った。今、興天寺の塔殿が年を経て傷んでいるので、予は改修することを望む。異端を信じるからではない。祖宗の遺意に従うものである。以前、改修を欲したときにはその度ごとに儒生の阻むところとなった。祖宗のことであるので、大きな害が無いがぎり、子孫たる者は遵守すべきである。ましてやこの塔殿は太祖の創建である。予は子孫として、どうしてその危なく傾いているのを座視し、改修しないでいられようか。しかるに、我が国は近年の水害と旱魃のため蓄えに余裕が無いので、およそ営繕を続けることが困難である。加えて、朝廷の議論が合致するのを待って、しかる後に行うのでは、事は必ず成ることがない。ゆえに予は、宰相で善心のある者に事業を管掌させ、僧たちが人々に喜捨を勧めることで、これを為そうと欲する。爾等は儒生の意を捨て、予が祖宗の心に遵おうとする意を体し、諸相の中から能く事業を管理できる者を選んで上啓せよ⁵⁷。

これは、改修工事のために大規模な勧進を国王が行わせることを意味する。朱子の逸話や祖宗の意を前面に出し、自分は信じていないのだとどれほど強調しても、このような勧進を国王が主導することは、異端撲滅に逸る儒生たちには絶対に承服できないことであった。また、偉大な父の遺志を引き合いにするのは、世宗の常套手段でもある。さっそく翌日には集賢殿から反対意見が上がる。これは世宗も予測していたことであり、実はこの直前である六月二日に集賢殿の定員を大幅に縮小する措置を採っていた。

⁵⁷「世宗実録」世宗十八年六月甲辰（九日）条。

集賢殿とは、その前身である官署には専任の官員が配属されず、古今の典籍などを収集しておき、兼担の高級官僚たちの閲覧や先例調査などに備える宮中図書館のような存在であった(註31を参照)。世宗によってはじめて専属の官員が配置され、国王の諮問や指示に応じて典籍を調査し報告する任を授けられていた。つまり、多忙な王に代わり典籍などを調べて前例や典拠として使える経書の句節などを取りまとめて報告する役割を与えられていたのである。しかし、この頃には32名もの官員を抱える大きな規模となっていた(書記などの吏員は除く)のだが、それを20人へと削減し、かつ経筵などの職務を兼帯させることとした(集賢殿の俊秀たちに経史を論じさせたとの理解は、経筵との兼帯に起因するものと思われる)。これは集賢殿が一つの官衙として有する自律性と権限を弱めるだけでなく、国政全般にたいして司諫院のごとく振る舞うことを抑え、本来の業務たる王の諮問機関ないしは王の指示に従う学術上の調査研究機関へと引き戻す措置と言えよう。

少しばかりの才智を鼻に掛ける世間知らずの儒生ばかりを育ててしまったこと、そして彼らを集めた集賢殿を必要以上に肥大化させ、国政にたいして司諫院のごとくに諫言する風潮を生んでしまったことにたいし、世宗には忸怩たるものがあつたようなのだ。本来の業務である調査研究機関に引き戻されたことで、世宗の指示による典籍の編纂と出版事業は加速していく。

さて、集賢殿の反対上書にたいし、世宗は激しく反駁する。「塔殿を新しく作り直すと言うが、どこからそんな話を聞いたのだ!また祈雨のあとに僧徒に褒美をやるのは今始まったことではない。僧徒が祈ったから雨が降ったとでも思っているのか?たまたま雨が降っただけであり、褒美をやったのは雨が降ったことを喜んだからである(そんな馬鹿げた因果関係など予は信じていないのだ!)。さらに、国史にこんなことが書かれたら後世の人々はどう思うでしょう、だと!全部自分とは関係ないことだ!言辞を弄んで上書し、あげくのはては国史に書きましようか、だと!集賢殿は予の考えを分かったうえで物を言え!」⁵⁸。たしかに集賢殿の規模縮小は必然だったようだ。

世宗十九年(1437)、興天寺の改修工事は継続していた。その四月に世宗は世子を摂政に任じ、庶事一切を任せたいと議政府に伝えた。七月二十九日には司憲府からの豊年まで工事を中止してはどうかとの要請にたいし、「名声を好むなど小人の事である。予が名声を求めて工事をしているだと?お前は何をもってそんなことを言う?」⁵⁹。ほとんど言葉尻を捉えての言いがかりに近い反論である。この興天寺の改修工事を話題にすると、世宗の逆鱗に触れるのである。同日には続いて司諫院正言からも、昨年の飢饉のために成均館と五部学堂(漢城内で儒学教育を行う学校)は休校にしているにも拘らず、工事の僧侶には朝晩の食事を提供しているのはいかがなものか、との上啓があつた。世宗は、「新進の士に禍福存亡之道が分かるとも言うのか!」と怒り、司諫院の官員たちを義禁府に下獄させようとしたが、思いとどまった。その翌日にも司諫院は同じ内容の諫言を行うが、今度は四部の儒生への食事を削っていると述べた。世宗の「昨日言ったことと同じか?」との問いにたいし、「違います」と答えると、「お前は一つの事実について二通りに言うとはどういうことだ?そんな奴は初めてだ」と罵倒した。成均館や五部学堂の実情についてきちんと事実確認しないまま、取りあえず大げさに申し立てて諫言に及んだことを責めたのである。国王に敢えて虚偽を申し立てることは重大な犯罪行為である。この頃の儒者官僚たちは、事実をきちんと確認したうえで議論に及ぶという、政事の基本

⁵⁸ 「世宗実録」世宗十八年六月乙巳(十日)条。なお、世宗の科白は逐語訳ではない。

⁵⁹ 「世宗実録」世宗十九年八月戊午(一日)条。

すら理解できていないのだ。

そうであるとはいえ、他の政事についての上啓にたいしては、従来通りに穏当に裁可を下し、もしくは議政府で議論させて結果報告を求めるといった政治スタイルを変えていない。だが、仏事にかんする批判と、世子を廃された兄讓寧大君の処遇にかんする批判という二点だけは、絶対に譲らなかった。城外に追放されていた讓寧大君にたいし、当初から城内や宮中への出入りを許していたのだが、それすら反対されていた。さらに世宗二十二年には、廃止された文昭殿の跡地に讓寧大君の邸宅新築を許した⁶⁰。文昭殿は昌徳宮のすぐ東に位置して太祖の御真（肖像画）を奉安し、供養のため仏堂も併置されていたところである。反対の諫奏が相次ぐが、世宗は断固として譲らなかった。

世宗が庶事の審議と決定を議政府に委ね、さらには世子に代行させた理由は、一つには体の不調や視力低下といった健康問題に起因することは確かなのだが、他の一つはどこまでやっても終わることのない政事の審議と決裁、そして教科書通りの形式的な正邪を振りかざし事実確認も粗漏なまま口先だけの諫言を専らとする集賢殿や司諫院との不毛な遣り取り（彼らは批判しても代案を提示できるほどの経験と見識は持ち合わせていない）、そのような王としての職務に疲れ果ててしまったのではないか。彼は「政事に倦んだのではない、病のためだ」と繰り返すのだが、その弁明自体が国王としての職務に疲れ切っていたことを物語っている。

世宗二十年（1438）、興天寺の工事は続いていた。その二月、司憲府に刑曹の捜索が入る。その直前に司憲府は議政府の書吏から事情聴取や書類を集めるなどして、議政府を糾弾しようと準備していたのである。逆に、刑曹による捜索と押収により、司憲府が準備していた上啓文のなかに不遜な言辞があったとして司憲府官員が左遷、罷免された。世宗は国政の中心機関となっていた議政府を守ったのである。世宗は、「議政府は百官の長であり、体統の在するところである。個人の犯罪でない限り、司憲府であっても弾劾すべきでない」⁶¹と伝えた。

司憲府が準備していた議政府糾弾の内容は知るべきがないが、飢饉への対策を絡め、王の大権を委任されながらも興天寺改修工事統行を座視している議政府への非難が含まれていたのかも知れない。同じ二月の記事に興天寺改修工事について、漢城の城内の喧噪を史官は次のように描く。

興天寺の舍利閣改修に僧軍六百名に加え防牌補充軍を使役し、全員に三度の食事を提供している。王は、「僧人で自ら願って労役に赴く者は三十日を満たせば、度牒を発給する。食糧自弁で赴く者は十五日を満たせば、度牒を発給する」と命じたので、四方の僧徒は、老いも若きも皆、京師に集まってしまった。幼き者はもともと度牒が無く、壮なる者は度牒をもらったなら転売しようと、雲のように集まり、さらに入れ替るので、数えられないほどの人数である。興天寺には収容しきれないので、寺の近くの建物を宿舎とし民と雑居している。

判中枢院事安純、知中枢院事成達生が提調に任じられ、さらに軍器監提調判中枢院事李順蒙⁶²も提調に任じられて、工事を監督している。

⁶⁰ 「世宗実録」世宗二十二年一月辛未（二十八日）条。

⁶¹ 「世宗実録」世宗二十年二月乙丑（十一日）条。

⁶² 彼らが所属する中枢院とは、兵籍の管理や武科の実施など主に軍政を統括する兵曹とは別に、軍の指揮や作戦立案などを目的に三軍府以来の軍令機関として設置された官衙であり、高級武官が配置された。李順蒙は、その素行に問題があったが、一時的とはいえ世宗の末子永膺大君の養育を任されたことがあり、世宗の身内同様の側近と目される武官である。

都の人々は日齋と称し、飲食物を提供する者が列をなして絶えることがない。その日齋というのは名目で、一日とか一回などと限って皆僧侶に食事を提供するのである。一二戸、あるいは四五戸、さらには数十戸で持ち寄って、争って食事の支度をする。ときには宦官と別監が、国王の命令によって多くの食物を運んで彼らに提供する。大君や君、宰樞で佞仏の者たち、大商人たちは、皆盛大に準備して提供する。その提供される飯や餅はいずれも盆の数で数えている。一家の提供する量が百に近い数であり、積みあげたさまは山のようなのである。その運搬にあたっては、楽隊や道化の輩が大勢集まってつきしたが、楽を演じて楽しませる。それを音声供養と呼ぶ。僧徒が路で跳ね踊って言うに「弥勒世界が今ここに生まれるぞよ」。識者はこれを嘆く。

このとき、僧徒が自ら志願して館舎、橋梁を造成して度牒を発給される者が多くなり、それぞれの現場には朝晩に群れ集まり、陀羅尼や念仏を唱えたり、読経したりするので、その声が四方に聞こえ、道行く者は驚いている。

礼曹郎庁の一人が度牒の発給を担当しているのだが、一日中でも間に合わない。ここでは、公私の賤人や逃亡中の犯罪者、課役から逃げていた者がみな僧になれる。父祖を偽って度牒を受けても、礼曹は父と外祖父だけを確認し、賤人か否かは調べずにただちに発給してしまうのだ。地方の僧は、綿布を送って工役に寄付するだけで、皆すぐに度牒を発給される。なかには名前を付け加えておいて余分に度牒をもらい、地方で売る者もいる。その価格は綿布三四匹という。官も分かっているのだが、それをおかしいともおもわない⁶³。

これを記した者は、飢饉に苦しむ地方がありながら飽食する僧徒、すこし前ならば城内への立ち入りが制限されていたにも拘らず各所に群れ集まる僧徒、城内に響く僧徒たちの読経や念仏の声、さらに身元確認の不確実な度牒発給、貴賤を問わず僧徒に食事を供養しようとする都の人々、その混乱と喧噪を嘆くのである。「二条河原落書」の朝鮮版とでも評すべきか。そして、それを監督する者は、武官（成達生、李順蒙）や功臣の子（安純）⁶⁴として官途に就き、従一品、正二品という高位にまで上った世宗の信任厚い者たちなのである。彼らは科擧を経て官途に上った者たちではない。そして「弥勒世界が今ここに生まれる」と僧徒が叫び踊る状況を作ったのが、他ならぬ世宗なのだ。

ここで、度牒について触れておくと、課役逃れを目的に僧侶になろうとする者を防止するために、出家するには官の許可が必要とされた。百匹の布を納めることで僧侶の資格証明として発給されたのが度牒である。度牒の無い僧は還俗させられ、辺境での従軍など重い課役に充てられるものと定められていた。さらに、僧侶が民家に立ち入ることも制限され、必ず所属の寺を登録して、そこに居住していなければならなかった。移動にも官への届け出が必要であった。つまり、僧という身分を固定したうえで、俗人との接触を制限して隔離してしまおう、というのが基本方針だったわけである。ことに士大夫家の婦女子の寺院参詣は淫らな行為をまねくものとして厳禁された。婦女子の寺院参籠には、同時代の日本と同様な性的解放の意味合いもあった可能性が考えられる。

⁶³ 「世宗実録」世宗二十年二月癸酉（十九日）条。

⁶⁴ 安純は功臣の子として太宗代から出仕したが、世宗代には世宗の信任が篤く、十数年にわたって戸曹判書の職にあった。世宗の人事には、政府の中樞である議政府や六曹の判書などのポストには、古くからの文人官僚、功臣子孫、武官など、彼が個人的に信用できる人物を長期間在職させることがあった。世宗は手足として宦官も重用しており、新進の儒者官僚にたいしては、深い信を置いていなかったようだ。

すでに世宗十七年に、居住地の登録、移動の届け出は僧侶の生活には適合しないとして、廃止していた。さらに今回は度牒の無審査、大量発行のようなことをしてしまったわけである。これまで朝鮮王朝が、ことに太宗のときに施行されたさまざまな僧徒にたいする統制が、世宗によって事実上、崩れ去ったことになる。彼はもはや確信犯なのだ。

二月、司諫院は労役に従事することで度牒を発給すると王の命令を取消すことを求めて上疏した。世宗はただちに却下したが、官衙の建設工事と度牒発給について今後はどうすべきか、四月になって世宗は議政府に諮問した。工事中なのは興天寺ばかりでなく、日本からの使節を宿泊させる東平館、女真族の使節を宿泊させる北平館、西部学堂、漢城府などが僧徒によって工事中であった。世宗は三つの案を提示する。一つは、興天寺の工事が終わったら官府の工事はすべて中止する。二つめは、工事を始めてしまったものが完成するまでとし、工事予定で未着手のものは中止とする。三つめは、学校や客館の工事をしないわけにいかないの、三十日を満した者に度牒を給し、度牒を求める者がいなくなったら労役と引換えの度牒発給を廃止する。領議政黃喜らは三番目が事宜に合うと勧め、世宗もそれを良しとした⁶⁵。つまり、無度牒僧がいなくなれば制度も廃止するわけである。実際には、官衙や宮殿の工事はつねにソウルのいずれかの官衙や宮闕、さらに全国のどこかで行われているわけであり、新たな出家希望者を禁止しないことを考え合わせれば、衣食が支給された官の工役に三十日の労役を提供すれば度牒を発給するという制度を恒久化したことになる。

この四月二十八日には、世宗が議政府などの高官を集め、世子への庶事委託を持ちだすが、引き止められる。

五月十八日には、司憲府が早魃を理由に土木工事の中止を求めた。興天寺の工事だけは続行した。

五月二十七日には、またまた世子への庶事委任を求めるが高官たちが泣いて慰留したため、庶事は議政府で処理し、王には一日に一二件だけの上啓、それもしばらく止めることで妥協した。要するに体の不調もあるのだが、それ以上に政務を見るのが嫌になったのであろう。

世宗二十一年もまた、司憲府、司諫院、成均館の儒生などからの度重なる工事中止と仏教の拡大を憂う上疏や諫奏に明け暮れた。

世宗二十二年（1440）四月、興天寺の工事が終了した。この年もまた雨がまだ降らず、飢饉が予想されるので、公私の営繕はすべて中止せよとの命令が下された。だが、釈迦像を描いたり、柱などの木部に丹青という文様や彩色を施す作業に画工二十数名（全員僧侶と推測される）が従事しており、鐘樓の工事は継続していた⁶⁶。七月には、興天寺に道場が開設され多くの男女が集まりたいへんな出費になっているとの司諫院からの上啓にたいし、世宗は孝寧大君と宦官の崔湿に命じてやらせているのだ、と応じた。また、工事がすべて完了したら、慶讃の法会を開く予定であることも伝えた⁶⁷。

この年の九月には、新たに印造、製本された大藏経が興天寺に所蔵されるため、はるばると海印寺から運ばれてきた。大藏経とは、釈迦が説いたとされる経、弟子である僧の守るべき律、さらに尊者たちの書いた論などからなり、高麗で作られた新彫版では全6561巻に及ぶ。この膨大な量の大藏経が多くの人馬によって運ばれてくるのだから、善男善女は総出で歓迎し仏との

⁶⁵ 「世宗実録」世宗二十年四月癸酉（二十日）条。

⁶⁶ 「世宗実録」世宗二十二年四月丁酉（二十五日）条。

⁶⁷ 「世宗実録」世宗二十二年七月癸卯（三日）条。

結縁を望んだ。司諫院は大蔵経など都城外に捨ててしまうようにと上啓したが、世宗が命じて作らせ、運ばせているのである。「街路の人が尊崇して敬うさまは、なんと美しいではないか」との返答が下された⁶⁸。

世宗二十三年（1441）七月、世子の妻権氏が男子を出産して他界した。二十四歳であった。世宗はその供養のために法事を営んだ。司諫院なども、世宗が仏事を営むくらいのことには、何も言わなくなっていた。無視されるか、お叱りを受けるかのどちらかと分かっていたからである。だが今回は世宗が仏前に捧げる疏文に、自身を仏弟子、尊者と称し国王の印を押したのである。「我が家の嫁のために法事を行ったのに、子を喪った親として、疏文に印を押さないままで喪主を代行したら、それこそおかしいではないか」と返した⁶⁹。世宗はもう儒者の論理には正面から対抗しないのである。

同年十二月には、宮中の女性たちが剃髪し尼になっている者がいることが上疏された。このとき問題とされたのは、太宗の後宮であった懿嬪である。彼女は太宗とのあいだに女子を儲け、太宗の逝去後、剃髪して尼となった⁷⁰が、そのまま寿康宮（退位後の太宗が暮らした宮殿。世宗が暮らす昌徳宮とは背中合わせの位置にあり、世宗は毎日のように父太宗の下を訪れていた。今日の昌慶宮はその跡地に建つ）に居住していたのである。太宗と妃閔氏の関係が悪化して別居した後は、太宗の寵愛を受けた慎寧宮主（元は王妃閔氏の婢であったが、太宗との間に二男七女を儲けた。彼女も懿嬪とともに剃髪、出家していた）が寿康宮を取り仕切っていた。世宗十七年に慎寧宮主が他界すると、残った後宮女性でもっとも地位の高いのが懿嬪であった。とはいえ、懿嬪や他の後宮の婦女たちが太宗の冥福を祈って剃髪したのは太宗が死去した世宗四年五月のことであり、二十年近く昔の出来事なのだ。それ以来、剃髪した彼女たちの存在は一度として問題視されたことはなかったのである。世宗の立場からは懿嬪は父太宗所縁の婦人であり異腹の妹の母なので、宮中からの追放など、ありえないことである。二十年近くそのままであったものを、今になって宮中と城内から放逐せよ、と求めたのである。世宗は怒りを嘯み殺して次のように返答する。

予はこのような上疏を多く受けている。予はもはや梁の武帝（崇仏で有名な南朝皇帝）となったのだ。このような上疏を禁止するなら、それは非難に値する。また、予は上疏文をそのまま燃やしてしまうということのできない人間でもある。だから、分かっているに従わないのだ。さらに、尼が宮中に入ったり、後宮たちの剃髪を止められなかったのは予の誤りである。そうであっても、そもそも、君上の過ちを書き立てるのは、小儒のすることである。たとえば、父母が家にいて念仏読経することには、子として諫止できないのに、朝廷に来たならば他人の話を鵜呑みにして上疏し、主君の誤りを言い立てるといふのは、正しいと言えるのか！⁷¹

この頃には、世宗はもう開き直っていた。崇仏の王であることを自ら認めたのだ。さらには

⁶⁸ 「世宗実録」世宗二十二年九月辛亥（十二日）条。

⁶⁹ 「世宗実録」世宗二十三年八月丙寅（二日）条。

⁷⁰ 夫に先立たれた身分のある女性が剃髪出家することは、当時は珍しいことではなかった。漢城城内にも高麗の恭愍王妃であった恵妃が住持になって暮らした浄業院があり、その後も王室ゆかりの女性が住持を務めていた。太宗は浄業院に田土を下賜している。太宗十一年九月に賜田回収の議がおきたとき、浄業院の田土もその対象とされたが、定宗妃の妹が住持であるとして、田土を改めて支給している。

⁷¹ 「世宗実録」世宗二十三年十二月辛丑（九日）条。

二十年近く不問に付されていた王室内部のことを、今になって問題視して騒ぎ立てる儒者たちの心根にも呆れ果てて絶句したのだ。

世宗二十四年三月、ついに興天寺の慶讃会が五日間にわたって開催された。正式な落慶法要である。開催以前には反対の上疏、上啓が相次いでいたことは言うまでもない。仏に捧げる疏文には、「菩薩戒弟子朝鮮国王」と書して王の印を押した。王の派遣する行香使として法要を主管する如庵和尚に説禪文を捧げたのは、工事監督にあたった成達生であり、このときには判中枢院事（従一品）に昇格している。この法会では供僧百八との名目で僧侶に食事を供養したが、実際は僧一万八百十八人、俗人三百八十七人であり、その費用は莫大であったという。舍利閣を囲う堀の外には昼夜をとわず婦女が詰めかけ、先を争って見物したという⁷²。

この法要を終え、世宗は世子への庶政委任を正式に実施する。数年前から病苦や眼疾を理由に世子への庶政委任もしくは摂政設置の意を伝えていた世宗だったが、法要を終えた同年七月に、世子が庶務を代行するための詹事院が新設された。

12. 「訓民正音」の制定

訓民正音の頒布をめぐっても、儒者たちとのあいだで一悶着が起きた。諺文すなわち「訓民正音」は世宗二十五年（1443）十二月に出来上がっていた。それを普及させる目的で、漢字の音の辞書とも言うべき『韻会』に、諺文を附して版刻するよう翌年二月に指示していた。この編纂作業には集賢殿官員の一部が参加し、世子もまた監督の任に当たることとなった。しかし、この作業開始とともに集賢殿から反対上疏が上がる。彼らの意見は大略、次のようである。

- 一、わが朝鮮は祖宗以来、誠心誠意中国に事大し、すべて中華の制度に遵ってきました。いままさに、文字も行いも同じくすべきときに、諺文を作るとは驚きです。音を合わせて文字にすると、悉く古制に反し、根拠がありません。中国に知られたら大恥をかきます。
 - 一、中華世界のなかで、風土は違っても、方言にあわせて文字を作ったなどということはありません。ただ、蒙古、西夏、女真、日本、西蕃の類にはそれぞれの文字がありますが、これはみな夷狄のことです。諺文を作るのは中華を捨て夷狄と同じになることです。
 - 一、新羅の時代に薛聡が吏読を作りました。田舎言葉とはいえ、中国の文字を用いて言葉の助けになっています。こんな諺文を作って何の役にたつのですか。古い物を嫌って新しい物を好むのは古今をつうじた病気です。諺文などは目新しいだけの一発芸です。
 - 一、「犯罪者の取り調べにおいて、吏読で書いたのでは愚民に理解できず、一文字の違いで冤罪を生む恐れがある。諺文で書き取り、自供などを読み聞かせて確認すれば冤罪が防げる」との仰せですが、それは獄吏しだいのことであって、関係ないことです。
 - 一、近年の政治は、速成ばかりに努めており、統治の体を為していません。「諺文はやむをえず行うのだ、これは風俗を変える大事であるから、宰相たちや下僚、国人に諮ったところ、みなよいと言った」との仰せですが、群議にも諮らず、吏輩に学ばせて古人の韻書に諺文を附させ、印刷、公布しようなどとは、後世の公議はどう思うでしょうか。
 - 一、先儒の言葉に、玩物喪志というのがありますが、こんな役にも立たないものに世子を関わらせるなど、とんでもないことです。以上
- 十年前の世宗ならば、自国の文字を作るなど考えなかったに違いない。しかし、もはや儒教

⁷²「世宗実録」世宗二十四年三月乙酉（二十四日）条。

一辺倒の世宗ではないのだ。ほぼ視力を失った世宗が側近に朗読させて耳で典籍を楽しむためには、漢字の発音がきちんと定まっていなければならない。ところが、各自の習った教師ごとに、ずいぶんと発音が違ったようなのだ。

当初は漢字に対し分かりやすい発音記号を附すことから始まったのであろう。当初の「訓民正音」に朝鮮語にはない声調を表記する記号があったのはそのためである。しかし、ひとたび音韻を整理して分かりやすい発音記号を定めてみると、その記号によって、鳥の囀りや風の音、そしてなにより自分たちの話す言葉もそのまま文字にできてしまったのだ。それを自分の楽しみだけのものとしておいてはならないはずである。その記号を用いて我が朝鮮における正しい漢字音を定めなければならない⁷³。

さて、儒者官僚たちの反対上疏にたいし世宗は逐次に反駁した。予想通りの反対だったからである。そして別の上疏にあった一文も取り上げた。「『三綱行実』を頒布したあとに、忠臣・孝子・烈女が輩出したなどとは、いまだ見ておりません。人の行いは、その人の資質如何にあるのみです。それを諺文に訳したところで、人々がみなそれに倣うなどということが、あるでしょうか」。世宗の言うに「このような言葉は儒者で性理学を知る者の言葉ではない。何の役にもたない俗儒である」。このときの上疏にかかわった集賢殿の官員たちはみな義禁府に下獄された。一晚だけであったが⁷⁴。また、性理学を知らない俗儒と罵倒された官員は集賢殿を罷免された。

性理学すなわち朱子学の見解では、天の命ずるものが性であり、性は理であると説く。つまり、天命は理であり、それが個々人に性として内面に付与されている。それゆえ性は善であり、それが実現しないのは、個々人の落ち度である。その本来の善なる資質に気づき、内面の陶冶に努力するならば、普遍的な理の世界が現実のものとなる、というものである⁷⁵。そうであるのに、人の資質は先天的に決まっていて、学問や研鑽によって変えることができない、との句節は、性理学の基本中の基本を理解していないことを自白してしまったことになる。だから集賢殿を罷免されたのである。集賢殿のエリート儒者官僚でありながら、内面の修養による善なる本性の発現という性理学の大前提すら理解できていなかった。他は推して知るべしであろう。

これをもって朝鮮王朝の朱子学、性理学の受容と理解水準を測るなら、知ったかぶりで経書の文辞を引用し、異端の排斥に熱狂し、朱子家礼の葬送儀礼、なかでも服喪期間ばかり議論する、という程度だったとしか言いようがない。さらには正史に名を残さんとして過激、奇矯な発言と上疏を繰り返す者たち。「世宗実録」に記される新進の儒者官僚たちの性理学理解は、その程度なのである。

そんな集賢殿に巢食う腐儒・俗儒どもの反対上疏を押し切って「訓民正音」を普及させたのは、世宗の英明さと言うより、反対上疏など無視して己の意思を通すようになった不賢、否徳の王である世宗の依怙地さである。英邁な聖君としての業績ではない。また、漢字音を定めた『東国正韻』は、当代の明で行われる発音ではなく、朝鮮で行われている在来の漢字音、なかでも世宗の記憶する漢字音だった。

庶政を任された世子もまた、貴賤、上下の別ばかり尊ぶようになった朝鮮社会の気風に直面

⁷³ 正しい漢字音を定めるための編纂作業は、世宗三十年（1448）に刊行された『東国正韻』に結実した。

⁷⁴ 「世宗実録」世宗二十六年二月庚子（二十日）条。

⁷⁵ 小島毅『中国思想と宗教の奔流』前掲、210—211頁。

していた。世子は王の側近である承旨らと呼び寄せ、医学教育について提案した。「医学は人の賤しむところであるが、たいへん重要な分野である。前には良家の子弟で若く優秀な者若干名を選んで、その業を学ばせたのだが、その者たちは医学を賤しいものと思い、免じてもらうことばかりを望んだ。そこで、科挙に合格した者に学ばせようと思うのだが、どうでしょうか」。それにたいし、「科挙合格者たちは、経歴を飾って目立つ官職に就くことしか考えていません。いまもし医学を学ばせても、やる気にならないでしょう」⁷⁶。僅かの間に朝鮮の儒学は「先憂後楽」の気概も失い、我が身と言辞ばかりを飾り立身出世するための手段へと劣化していた。

13. 世宗の晩年

晩年の世宗には身内の不幸が続く。世宗二十六年十二月七日、王妃の母安氏が没した。その翌日である八日には世宗の五男広平大君が二十歳で没した。麻疹だった。年が明けて正月十六日、七男平原大君が十九歳で没した。痘瘡だった。一月余りのうちに義母と二人の息子を喪ったのである。平原大君他界の二日後、世宗は譲位の意を次男首陽大君の口を通じて重臣たちに伝える。

近年は水害と日照りが相継ぎ、予の宿疾も良くならず、続けて二人の息子を喪った。天の佑けが無いのだ。病のために臣下の朝礼も受けられず、隣国の使節の接見もできない。宗廟祭祀も自ら行えず、宮中の奥に居て、凡ての事を宦官に伝えさせているので錯誤も多い。人君の職が果たしてこんなでよいのだろうか。世子を即位させて統治を任せ、予は隠退する⁷⁷。

重臣たちから反対の意を伝えられた世宗は、「将来のことは聖人であっても予測することができない。後日、譲位の可否を考えるので、今どうしてもというのではない。今日のところは取りあえず卿らの請に従っておく」と返答している。

その翌年である世宗二十八年（1446）三月二十四日、世宗12歳のときに結婚し39年にわたり連れ添ってきた王妃沈氏が薨じた⁷⁸。世宗より二つ年上で52歳だった。世宗とは終生親密であり八男二女を儲けている。最後の子永膺大君は世宗十六年（1434）生まれなので、彼女が40歳のときの子である。翌々日、世宗は息子たちが亡き母后のために供養の經典製作を願っており、自分も許可し、議政府もよいと言ったと伝える。世子は多忙なので他の大君に監督させるとも伝えた。しかし、これが大反対に遇う。世宗は、「お前たちはみな義理をよく分かっているが、私は道知らない者だ。お前たちの議論には従わない」⁷⁹、と言い放った。世宗はもはや諫言を

⁷⁶「世宗実録」世宗二十七年十月辛酉（二十日）条。

⁷⁷「世宗実録」世宗二十七年正月壬辰（十八日）条。

⁷⁸ 世宗はその前々年に五男広平大君を二十歳で、前年には七男平原大君を十九歳で相次いで喪っている。世宗の子は15人であるが、うち王妃所生の男子は8人、女子は2人いた。他は八男出生後に宮人とのあいだにできた子たちである。王妃所生の長男は世宗を継いだ第五代国王文宗（位1450～1452）、次男は文宗の子第六代端宗（位1452～1455）から王位を篡奪したとされる首陽大君で第七代世祖（位1455～1468）、三男は端宗から位を奪おうとしたとの嫌疑で流配されて死んだ安平大君、四男は若いときには淫行のため一時大君の地位を失ったこともある臨瀛大君、六男は端宗を圧して権力を掌握していた兄の首陽大君を除こうとして失敗し流配されて死んだ錦城大君、彼は懿嬪の下で養育された。八男が永膺大君である。世祖代に健在だった兄弟は臨瀛と永膺だけであり、特段の功績がない凡庸な二人だった。

⁷⁹「世宗実録」世宗二十八年三月癸巳（二十六日）条。

拒絶する暗君、昏君として振舞う。

この写経作業は、太宗の第四子で早世した誠寧大君の旧宅であり、母后閔氏の望みで仏堂となっていた大慈庵で行われた。次男首陽大君（後の第七代国王世祖）、三男安平大君が監督した。二人とも熱心な仏教徒であり、金泥をもって写経したのである。高麗でもさかんに作られた紺紙金字ないしは白紙金字の經典であろう。五月末に完成し、二千余りの僧を集め、七日にわたる法要を行った。

十月には、この大慈庵の仏事にかんし議政府から上啓があった。作ってしまった經典と燈籠は仕方ないとしても、今後の仏事は止めていただきたい、という。世宗は「大君たちが王妃のために經典を作りたいと言っているがどうか、と確認したら大臣たちは皆よろしいと言ったから、それに従ったのだ。すでに主君と話を決めておいて、退出してから相談して不可だと言う。知らなかったふりをして予に責任を被せる。それが大臣のやり方と言えるか！昔、僧徒の寺院登録制について論じたとき、大臣たちは、僧人は鹿や麋ではないのですから、それは無理でしょうと言うので、止めたのだ。その後になって、みな予が悪かったことにされて、僧の城内出入りを禁止せよなどと言ってくる。予はもう仏教が大好きな王なのだから、卿らはみな予のことなんか棄てて忘れてくれ」⁸⁰。

長年連れ添った妻を亡くした父親にたいし、子供たちが気遣っているいろいろとやってくれている。それを一々論難して詰めよってくるのだ。「もう俺のことなんか放っといてくれ」というのは、世宗の心からの悲痛な叫びである。それでも諫奏が止まない。翌日、「予に誤りがあれば大臣が諫言する。それは当然の道理である。予がそれに従うことに何の憚りがあるのか。しかるに、写経ができあがって、棄ててしまうわけにもいかないのに、披覧の法要はいけないという。これはせつかくの努力を無益にすること甚だしいではないか。予が写経を命じて六七か月も経つのに、ダメだというのなら、どうしてそれを先に言ってくれないのだ。出来上がってからその經典の披覧法要を諫止するなどとはとんでもないぞ」。「僧は三四十人呼ぶだけで、ごく簡単にやるだけだ。いまさら僧の数を減らせないぞ、僧の数を減らしたなら、予の徳を示せないではないか。大臣が諫止して止めたことにしておけばよいのだ。このことはもう言うな」⁸¹。

その翌日、司憲府が上啓する。「昨日、議政府が言ってきたが、予は敢えて聞かなかったぞ。お前たちが言ってきて、従うものか」。「近頃の大小臣僚は、みな賢くてちゃんと正道を行っている。予は一人仏法を崇信している。そして、予は自分のやっていることに恥じる気もある。だから、もう返事をしない」。「是非については、その通りなのだ。だが、曲意巧飾の言辞は、聞きたくない！」⁸²。

これは六日の記事なのだが、九日にも司憲府が上疏すると、ついに世宗は司憲府と司諫院の官員を義禁府に投獄した。仏事にかんする諫言がくどかったからではない。彼らのやり方に腹がたったのである。「その可否を決めるときに可と言っておいて、後から否と言ってくる」。「議政府が仏事を止めることを請うた翌日に司憲府が同じことを言ってくる。これは議政府が上啓したことを聞きつけて言ってくるのだ。自分が先に立つのは嫌だが、誰かがやったらそれに倣う。各司各官から仏事のことを初めて聞きました、などとは詭弁にすぎない。司諫院も同じだ、水陸齋とは聞いていましたが仏事とは知りませんでした、だと」。「君臣は義をもって合してい

⁸⁰ 「世宗実録」世宗二十八年十月戊戌（四日）条。

⁸¹ 「世宗実録」世宗二十八年十月己亥（五日）条。

⁸² 「世宗実録」世宗二十八年十月庚子（六日）条。

なのだ。道が合わないならすなわち去る。予と道が合わないなら、身を引いて去れ。そのくせ予に何かを言うだと！臣下が主君を騙すのがここまでとは！それでも耐えろと言うのか！」⁸³。日常業務として諫奏するだけなので、官を辞するほどの覚悟など、そもそもありはしなかった。

讓位も許されず、亡き妻のための供養すら思うようにできない。仏事にたいする反対を無理やりに押し切った世宗は、この時期から自分の思うままに振舞うように変貌する。かつてのように臣下たちと前例や得失について議論し理的に政事を決めた彼の姿とは大きく変わっていく。

世宗三十年（1448）七月、文昭殿の再建工事に着手する。文昭殿とはかつて昌徳宮の牆の東に位置した仏堂である。かつて太祖の御真（肖像画）を奉安していたが、世宗によって廃止されていた。その跡地には讓寧大君の邸宅が建てられているので、旧跡地の西北に新しく仏堂を立てようというのである。世宗の言によれば、開慶寺、衍慶寺、崇孝寺と同じ義であるという。開慶寺は太祖の陵墓に附設された寺院で、太宗十六年の創建であり太宗が大藏經を奉納した。衍慶寺は太祖妃韓氏の陵墓に附設された寺院で、太宗十年に開城に建てられ、金字華嚴經、さらに大藏經も奉納された。そして、崇孝寺は世宗元年に創建された寺院で、開城の太祖旧宅跡に建てられ、太祖の御真を奉安した。いずれも太祖李成桂と妃韓氏への追善供養にかかわる寺院であり、すべて父母を思う太宗の意思によって建立された寺院であった。それらの建設にあたり、さらにそこでの供養の法会開催にあたって、太宗の時代には世宗代のような激しい反対上疏は起きなかったのである。

世宗代において城内には太祖妃康氏の陵墓に附設された興天寺と、讓位後の太祖の居所として建設されたが太祖が仏寺に寄進してしまった興徳寺（史料上では現在のソウル大学医学部および附属病院の辺りにあったと推定される）の二寺があった。都心には遷都当時に太祖が建てた興福寺もあったのだが、世宗代の初めに廃寺となったままである。興天寺の改修工事については縷々述べたところだが、興徳寺についても国の費用で補修をしたようである。ただし、「実録」ではその詳しい経緯を伝えてくれない。また、興福寺は世宗初に僧侶の不祥事を理由に廃寺されたままなのである。一見すると矛盾した対応なのだが、太祖夫妻への追善供養を目的として太宗の創建になる寺院にたいしては殊更に手をかけたことがわかる。そうでない寺院にたいしては、特別な扱いはしなかった。他には、興天寺のように太祖によって王妃康氏のために創建されたが、太宗が度重ねて修繕を加えるなど格別な配慮を示した寺院や、母后閔氏の願利であって現在は兄孝寧大君が関わる檜巖寺のように、父母や兄と特別な関わりのある寺院もまた世宗に重視されていた。その意味で、崇仏行為はあくまでも祖宗のためであるという言辭は、たしかにその通りなのだ。しかし、世宗の主張する孝の論理は、事情の如何を問わず仏教そのものの排斥を求める儒者官僚の容認するところではなかった。

この頃になると国王世宗の崇仏の風は、慶讃法要以後、大君・君らの王族、その夫人たちにも広まり、各地に仏堂や僧堂が建てられるようになっていた。寺院の新設は禁止されていたのだが、廃寺の復旧や仏堂・僧堂名目ならば、建立する余地があった。仏堂建立をめぐる諫言にたいし、世宗は依怙地になる。十八日には、承旨と議政府の諫言にたいし、「予のやっていることは祖宗のためにでしかない。何度も言わせるな」。翌日もまた諫言に来た。太祖のときに定められた『經濟六典』などの法典に、寺社の建立や重修を禁止した条文があることを根拠に立てて世宗に諫言した。世宗は「卿らは『六典』に基づいて言っているが、『六典』の法は臣

⁸³「世宗実録」世宗二十八年十月癸卯（九日）条。

下のために言っているのであり、君主のためではないのだ。『卿らは仏道が非であると辞を合わせて諫言している。予ははなはだ之を嘉する。もし、賢君ならば必ず卿らの言に従うであろう。だが予は否徳なのだ、だから従わない』。一日置いて二十一日、この日は集賢殿から諫奏。「汝等の諫、誠に嘉すべきである。しかし、予は可か否かの両端しか言わない。もし賢君ならばもとより之を聞くであろう。だが私は不賢なのだ、そんなものには従わないのだ』。自らを否徳、不賢の王と称することで、諫言を容れない遁辞とする世宗である。

また一日置いて二十三日、議政府と六曹の総意として右参贊と礼曹判書が来た。「予が昏暗で、固執するのを卿らは知っているだろう。予が愚惑だから仏道がいまだ無くならないと思っているのだろう。それが祖宗の創建した寺だけならともかくとしても、祖宗の昔のように仏寺を再興しようなどというのはとんでもない、というのがお前たちの本心なのだから、返答しないのだ。予は同じ答えしかしないぞ、子供が千字文を暗唱するのと同じだ。今後、予はもう返答しない」。その後も諫言が続いたが、世宗は耳を貸さない。

しばしの間があって世宗は心のうちを語り始める。「近日の仏堂廃止の論議を忘れていないわけではない。また、以前廃止したものを今日再建したいというのでもないのだ。ただ、予は抑えられないのだ、建てずにはいられないのだ」。さらにつづけて「卿は私が愚惑と自称して、卿らがそれ以上言えないようにしたと思っているだろう。しかし、予の言う愚惑固執というのは自分を卑下して言っているのではない。すべて事実なのだ。例を挙げればきりが無い。一言だけ言っておく。今の自分はただの一肉塊となって部屋に座り、宦官に取り次ぎさせている。さぞや皆の笑い物だろう。『今しばしば私を誉める言葉を聞いた。自分のことでも誉めればよいのだ。私を誉める言葉など、聞きたくない』⁸⁴。この世宗の内面告白を理解した者は、誰もいなかったようだ。視力を失ったうえに長年連れ添った妻に先立たれ、孤独に年老いていく一人の男の悲しみと寂寥は、儒学の関知するところではないからだ。仏事に依存することでしか、彼の苦しみを紛らわしてくれるものは無かったのだ。世宗の言葉の端々には、しだいに仏教臭が感じられるようになる。

八月二日、集賢殿が上疏した。彼らには王への上疏は日常業務の一つなのだ。世宗は彼ら儒者官僚たちの言葉の虚飾を嫌というほど見抜いていた。それにたいし、「予がもし最後まで聞き入れず、そしてお前たちが集賢殿に居られないようにするとしたら、お前たちの言葉にそれだけの覚悟があるのか。『予はお前たちを去らせもしないし、留まらせもしない。ただお前たちは正道を行けばよいのだ。今のお前の言葉に、賢君ならば従うであろう。予は不賢なのだ。だから、最後まで従わない。このような私がお前たちの主君であることに、思うことはないのか。お前たちは私を主君と仰いで、恥ずかしいとは思わないのか。これは予が以前もお前たちに言ったことである。予が不賢の君であっても、お前たちは死んでも諫言するという。誓いを立てているかのようだ。では、国が危ういときには臣下は皆死ぬべきなのか』。世宗は脅しをかけたのである。それへの答えは、「臣下がどうして主君と誓うことなどできましようか。もとより無理であります。臣の申し上げるのはただお願いするだけです。古人の上書に、死を思わず、とか、鈇鉞の誅を避けず、とあります。悉く死ぬなど望むでしょうか。臣らの意は他にありません」。しどろもどろな言い訳を並べて、慌てて逃げ出した様が目に浮かぶ。集賢殿といっても、博識をひけらかすだけの口舌の徒でしかなかった。官職罷免や生命の危険を賭してまで諫言するのではなかった。お前たちの本心は何なのか、どれほどの覚悟があって予にもの

⁸⁴ 『世宗実録』世宗三十年七月丁未（二十三日）条。

を言うのか、自分の生き方や行いに疑問も矛盾も感じないのか？世宗の絶望は深まる。結局、昌徳宮に隣接して文昭殿は再建された。

ただし、世宗はすべての仏寺を保護したのではない。世宗三十年（1448）、士大夫の婦人たちが夫に先立たれて尼となって暮らしていた尼寺である浄業院について、それを廃止し、奴婢や田土を没収し、建物は学校に転用したいとの上啓を許可している。浄業院は太宗も保護し、王室所縁の女性が住持となる尼寺であり、世宗も即位当初は廃止に反対した。しかし、ここに来て方針が急展開したのである。ただし建物は後に仏寺に改修するとした。このとき没収された奴婢は、京居が484名、地方に散在していた者が3,025名に上った⁸⁵。なぜ突然に廃止を決定したのかは伝わらない。世宗は没収した奴婢を、王室用の果樹園である上林園に所属させるように指示した。最終的には王室の祭需供給に関わる典農寺（寺院ではない）の所属とされた。世宗による法要と飯僧の財源として尼寺は廃止されたとみてよいだろう。すでに国家財政が圧迫されていたのである。そして、自分が関心のない尼寺には世宗は冷たい態度をとった⁸⁶。

世宗三十一年（1449）六月、興天寺で祈雨を行わせた。円壇での祈雨が廃されたため祈雨の場は興天寺になっていた。それに用いる香を取り違えて承旨が叱責される。王の治病に用いる内医院の白檀を用いることになっていた。首陽大君が内香を奉じて興天寺に赴き、合掌して身を揺らしながら仏塔の周りを廻った。首陽大君は礼拝しない者を激しく叱責したために、仏教を信じていない儒者官僚たちでも、仏を礼拝しない者はいなくなったという。また、僧への供給を宦官に任せため、宮中や外国使節用の物品が恣に流用され、宮中での彼らの食膳は豪侈を極めたという⁸⁷。これは、奢侈というよりも、宮中内用や外国使節用に所蔵され備蓄されていた特別な物品までが、世宗の指示により供僧や仏事を理由に、取り崩されて流用されていたと見るべきだろう。そのような特別な備蓄物資にまで手を付けるほどに国庫は底を尽いてしまっていた。これ以上の仏堂修築や僧への食事提供、仏事の開催は、もはや国家財政の許すところではなかった。世宗の濫費による国家財政の窮乏が公然と政事議題に上るのは、次の文宗代のことである。

世宗三十二年（1450）二月二日、世宗は世子が罹った痘瘡を気に掛けながら、永膺大君邸の東に新築された東殿に移った。永膺大君は世宗十六年（1434）、世宗38歳のときに生まれた子で、末っ子である。世宗は手元に置いて可愛がったという。11歳のときに結婚し、世宗三十年に現在の安国洞に敷地を得て邸宅を新築した。そのとき人家60区画を撤去したという。永膺大君邸の建築と同時に、その東に世宗の移御用として新築された別宮が東殿である。仏堂も併設されていた。このころの世宗は寺院の改修だけでなく、家族と自分のための建築工事もさかんに行っていた。大君や君たちも、それに倣って邸宅の豪奢を競っていた。そのような建築工事を請け負えるのは僧徒であっただろうし、石材や木材などの用材確保からはじめて、用材の加工、建具の新調、瓦の焼成、そして仕上げの丹青の彩色など、膨大な人数が必要な工事なのである。また、さまざまな原材料や燃料として必要な品は郡県から納入される現物貢物に依ったのであろうが、主管官庁への貢物納入においても僧徒が請け負って郡県から徴収し、納入先に

⁸⁵ 「世宗実録」世宗三十年十一月庚戌（二十八日）条。

⁸⁶ 浄業院は廃止から十年後、世祖四年（1458）に復設される。尼寺ではあるが、身寄りのない寡婦、障碍のある女性たちを収容し保護する施設としてであった。

⁸⁷ 「世宗実録」世宗三十一年六月癸丑（五日）条。

納めるようになっていた⁸⁸。さらに、いまさら言うまでもないが、工事に携わる彼らには食事が提供されていたはずである。そのような支出について、「実録」はほとんどなにも語っていないのだが。国家の財政はもはや破綻していた⁸⁹。

移御に先立ち、火災予防のため周囲の民家をすべて撤去したいとの繕工監⁹⁰からの請を却下し、今後の移御では民家を撤去しないよう命じている。それまでは、王の移御にさいして周囲の民家はすべて撤去していたのである。世宗が居住した昌徳宮から永膺大君邸のあった安国洞まで、ゆっくり歩いて30分とかからない距離である。太祖、太宗のころに較べ、王の移御とは、かくも大掛かりなものになっていた。

このとき、世子もまた避病のため、臣下の家に移っていた。おりから明の使節が到着しており、道中の応接にあたった首陽大君が引き続き対応している。世子もまた病のために使節を出迎えられなかったのだ。

永膺大君邸に到着した後も、世宗には東北地域の軍官の人事や女真族との紛争などが報告されている。十三日には世子が回復したとの知らせにたいしても、痘瘡の根があるから注意するように、と伝えさせた。また、祖父が再婚した相手である継祖母の死去にあたり、前妻からの血を引く嫡孫の服喪期間について地方官からの問い合わせがあり、規定はどうなっているのか、以前中国に質問したときに回答があったのか、それともまだ質問していなかったのか、礼曹で文献を調べるように、などとの指示も下した。服喪期間の決定は国王の裁決を仰ぐほどの重事になっていたことに注意したい。

朝鮮儒学における最重要な実践課題は、あらゆる事例にかんする煩瑣なまでの服喪期間の確定なのであり、しかもそれは中華の制に倣わねばならない。中国は長子相続で嫁取り婚、朝鮮は双系的で婿入り婚かつ男女均分相続などという違いは意識に上らない。とにかく中国の藩屏として諸侯の分を守り、なにごと中国に倣うのが正しい礼であり、「東方礼義之邦」たる自負心の拠りどころなのだ。小国といえども、明からの無理無体な要求にたいしては、断固として反撃しようとした高麗末や朝鮮初の自尊心は、もはや見ることはできない。何事につけ、中華にお伺いをたてねばならないという卑屈なまでの至誠の事大は、世宗に淵源する。

次いで、倭人と女真人にたいする対応が、平安に馴染んで疎かになってはいけなさと礼曹・兵曹の関係各官に伝えさせた。彼らは常に警戒すべき島夷や野人なのである。それが世宗の最後の指示であった。服喪期間問題と倭人・女真人への対策指示、あまりにも象徴的であるので、そこには実録編纂者の意図があるのかもしれない。この日の世宗は久しぶりに体調もよく、溜まっていた政務を流れるように片付けたと記す。その夜、突然倒れたのである。脳卒中だった

⁸⁸ 僧徒による貢物請負については、田川孝三『李朝貢納制の研究』東洋文庫、1964年、第五編「僧徒の貢納請負」による。

⁸⁹ 財政破綻を糊塗するために、翌年、翌々年の貢物を先納させたり（引納）、規定外の追加納入を要求したり（別貢加定）など、民弊の多い手法が採られるようになった。また、仏事盛行や邸宅新築に起因する国庫の枯渇については、世宗逝去後の文宗代に入って大きな問題となっている。田川孝三、前掲書、400-401頁。

⁹⁰ 繕工監とは工曹に所属して宮殿や官衙の修繕を行うことになっている官署である。とはいえ、すでに見たように、世宗の時代に宮殿や官衙、橋などを建築したり修繕できる技術を有するのはほぼ僧徒に限られていた。繕工監の業務は、宮殿や王族、高級官僚たちのために、建築予定地から住民を追い出し、民家を解体撤去することが業務であった。民家の解体撤去が本業であり解体用器材を常備していたことは、興天寺の塔殿の部分解体にさいして、解体用器材を貸し出していることから判明する。

ようだ。そして意識が戻らないまま四日目の十七日に薨じた。五十四歳であった。

14. 世宗の残したもの

世宗はその三十三年に及ぶ長い統治期間に何を残したのだろうか。今日的にはハングル創製なのだが、もっと大きなものがあった。それは朝鮮の儒教化である。

朝鮮王朝を開創した太祖李成桂は、篤実な仏教徒であった。若くから数限りない戦場を疾駆して敵味方の死を見てきた彼には、人の命もこの世の富貴と権勢も、一瞬にして消え去るものでしかなかった。そんなことは言われるまでもなく当然であり、生死の境を越えたところに悟りを求めようとする仏法こそが、慰めと救済だった。王位などは、周りの者に祭り上げられたにすぎず、後継の座をめぐる息子どもが殺しあうなど、彼の理解を越えていたのである。それゆえ、自分の機嫌を取ろうと新都に建てた宮殿など、ただちに寺に寄進してしまった。儒教を国是としながらも、彼自身はそのための措置を積極的に採ったとは言い難かった。鄭道伝をはじめとする儒学の素養ある智謀の士たちに任せきりであったと言っても過言ではない。

太宗は、新王朝朝鮮の制度設計を自ら行い、それを実際に動かした王である。高麗末に科挙に合格した才智の人でもある。そして、明から「朝鮮国王」の冊封をはじめて受けた王である。官制においては大きな変更を断行した。文武官の別を立て、私兵を廃して軍指揮権を統合し、六曹直啓制を実施するなど、国家の意思決定方式と、その手足たる官僚機構を大きく改革した。国家的な行事と君臣の礼においては儒教式を採用した。だが、祈雨のためには円壇を残して天に祈ったことで、諸侯の分を越えるとの批判もうけた。

しかし、多くの民を対象とする法令においては慎重だった。「朱子家礼」の採用と遵守を求める献言にたいし、「十倍の利がなければ変えるべきではない」とは太宗の言葉である。そして、良賤婚にたいする法令もまた、良女賤男婚を禁ずるとともに良男賤女婚の子は良と扱い補充軍に編籍するなど、国家の利害と民の意向をとともに織りこんだものであった。仏教にたいしても、仏寺の数や所属する奴婢、田土について制限を設けたが、仏教そのものを敵視し排斥しようとしたのではない。父母の供養のためには積極的に仏事を執り行った。むしろ、儒教を国是と立てた都合と、財政的な事情から、仏寺が所有してよい財産に上限を加え、むやみな仏寺創建を禁じ、仏事の実施にも制限を加えたと見るべきだろう。

太宗は、自分自身は仏教を信じてはいないと度重ねて公言しながらも、仏を信じた父母のため、陵墓に寺院を建立して仏事を執り行い、批判を受けても父母への孝であると押し通した。また、葬礼においても、「朱子家礼」の規定や服喪期間を厳守させようとする献言を却下している。多くの人々の葬祭は仏式だったのである。

太宗は、明に倣って新たな統治体制を作り上げたが、それは新王朝朝鮮の身の丈を意識しつつ、人々の生活実態と意識に即したものであった。彼自身が王子のときに陸路を南京まで旅して中国をその目で見聞し、洪武帝に拝謁している。子細な相違は分からなくても、大国明と東方の小国朝鮮の違いを肌で感じていたはずである。朝鮮は小さく貧しい、というのが太宗の偽らざる実感である。だから、それ以上踏み込んで生活意識や長年の習慣までも一新させようとまでは思っていなかった。また、それを行うことで人々が納得するのであれば、旱天にさいして円壇で祈雨を行わせ、息子の病には宮中の昭格殿で巫堂に痘神退散の祈祷をあげさせ、父王の危篤には薬師如来像に自ら祈りを捧げるのである。風俗習慣、人の心は一朝一夕には変わらないことを太宗は熟知していた。

このような太宗の治績を継承して世宗の治世がはじまる。彼は物心ついてから宮中での生活しか知らない。中国どころか、朝鮮の地方の人々の暮らし振りも人づてに聞くだけだった。外の世界については報告書や書籍を通じて知るのみである。倭人については父王が主導した己亥東征以後、歳遺物と土産物を捧げにやってくる島夷でしかなく、女真もまた辺境に出没して略奪する野人でしかない。

即位したての世宗は、自分の生死の疑問どころか将来に関わる判断など下したことがなく、書物の知識だけで世界を理解したと思っている秀才だった。ましてや二人の兄をさしおいて自分が王位に就くとは思ってもいなかった。だが、王位に就くことを父が望んだ以上、拒否はありえなかった。父が自分を選んだことが誇らしく、父の期待に背かないよう、これまで学んだことを活用して、国王としての役割に寝食を惜しんで努めることしか考えられなかった。

そして、父が準備してくれた安定した対外関係と国内情勢のなかで、朝鮮王朝開創以後に生まれた若手の儒者官僚を率いて進めたのが、朝鮮を中華に等しくすることだった。書物でのみ親しみ憧れてきた中華の礼楽と文物制度を我が朝鮮に実現するのだ。四書五経に通じ、勉強好きと英才振りをもって周囲からも期待されてきた青年君主が、朝鮮を中華以上の中華にしようという夢を抱いたとして不思議はない。

朝鮮を中華にするというのは、中華の制を全面的に取り入れる、そして朱子学の説くところを朝鮮の地に実現しようということである。中国から様々な技術書を導入し、天文学、医学、薬学、火砲製造、漏刻など、中国で生み出された高度な諸技術と知識を朝鮮の地に合わせてとりあえず実用とした。本稿では触れなかったが、銅銭「朝鮮通宝」も鑄造した(1424年)。鑄造量があまりに少なく、流通には至らなかったのだが。そして社会の秩序においても、士大夫の官品を定め、良賤の別を定め、衣服の別を定め、朱子家礼に則って服喪期間を事例ごとに定め、不明なものは中国に問い合わせた。そして、それらを規則通りに実践させようとした。また、『三綱行実図』を絵入りで刊行して、無学な庶人にも烈女・孝子としての行動の模範を示した。彼が求めたのは可視化された礼の秩序であり、人々の上下貴賤を明瞭にし、それぞれの分を超えることなく、朱子学の説く規範と行動を文字通りに実践させることだった。そして、彼が命じれば、ただちに法となり、それが朝鮮全土に施行されるのだ。

さらに、自らも理想の国王であることに努力した。臣下の諫言には耳を傾け、過ちを改める君主であろうと努めた。国王の職務に精励し、臣下の議論を容れて重要事を決定し、民の暮らしに心を配る仁徳の君たろうと人一倍努力してきたのだ。

しかし、議会制民主主義と市場経済資本主義を基軸とする現代社会にいたるまでの歴史経験から、後追い型の近代化の実際を考えるなら、どうだろうか。政治、経済、文化の諸制度を近代化するとして、政治体制の導入は、憲法や議会、法制度の改革という次元で一応の移植は可能であろう。次には、資本調達、労働力、資源、インフラ整備などの要素も含めた経済制度の導入が続く。しかし、それらを支える人々の意識や行動の規範、モラルという意味での文化の移植は、ほとんど困難である。より長期的に前二者との関係で徐々に変化していくものでしかないからである。いわゆる文化コンテンツ、すなわち、書籍、食品、衣服、建築様式、奢侈的な消費物資など、さらに現代では映像コンテンツ、PCソフトなど、モノとして商品化できて移動可能なツールは比較的容易に移植可能であり、模造品の国産化も可能なのだが、人々の行動やモラルなどはそれ以前からの習俗、社会規範、家族形態、身分・階層意識などと密接に絡み合っており、たやすく移植しがたいものなのだ。それこそが社会や民族、国家の個性でもある。

世宗が直面したのは、この文化移植の問題なのである。天文学、度量衡、農学、本草学、音

韻学のように、書籍としてパッケージされた知識は移植でき、模造品や複製品の国産化は達成できた。しかし、朱子学という人の内面の規範や行動原理をも含めた世界観、そして人間観の体系を朝鮮に移植するというのは、輸入したテキストを一通り学んで暗誦すれば身に付くというような、そのような移植がたやすくできるものではない課題だった。その結果として、教条化された抜け殻だけが残し、口にする聖賢の教えと己の行いが乖離し矛盾していることに無感覚な人々を生み出すことになったと言え、言いすぎだろうか。さらには中国に存在しない奴婢制度や官妓などにたいしては、同じ人間と見做していたとは言い難い抑圧的な制度を確立し、儒教の言葉で正当化し固定化してしまった。

かくして、すべての人に天の理が備わるという性理学の根本命題は忘れ去られ、血筋の貴賤にこだわり、規則どおりの葬祭と服喪期間の墨守を最大の実践項目とする朝鮮独自の朱子学が定着していく。

Agony of King Sejong

SUKAWA Hidenori

The Joseon Dynasty of Korea designated Confucianism as its state ideology and tried to manage national politics according to Confucian teachings. However, it was difficult to change customs, manners and funeral rituals established during the preceding Goryeo Dynasty, immediately after the rise of the Joseon monarchs. This paper explores the limits of Confucianism acceptance in Korea by examining the class system that distinguished law-abiding citizens from lowly people and the increasing preference for Buddhism seen in the political and other achievements of Sejong, who aggressively introduced Chinese culture and attempted to be a good king especially in accordance with the Confucian doctrines of Zhu Xi.

Related research findings suggest that exercising filial piety was more important to Sejong than taking responsibility as the king and that he ostensibly justified the magnificent Buddhist ceremonies he held, despite widespread opposition from his subordinates, as filial piety to their ancestors. It was also revealed that Sejong applied the concept of sovereign-subject righteousness to the class system in order to clearly distinguish the families of ruling class and law-abiding citizens based on their clothing so that the difference among classes and class discrimination could be established. Research findings showed that Sejong justified a master's right to take the lives and property of bonded servants from the perspective of Confucian ethics as well.

While *Hunminjeongeum* is regarded as his greatest achievement today, Sejong tried to justify this alphabet in terms of Confucian ethics, describing the system as designed for foolish citizens who cannot understand Chinese characters. The paper, however, presents a new view that Sejong decided on the proper sounds and phonetic symbols for Chinese characters because of his own health problems, as he had become almost blind and had Chinese books read aloud to him.